

広島市教育委員会事務
点検・評価報告書

平成 25 年 9 月
広島市教育委員会

目 次

I 教育委員会事務点検・評価制度の概要

- 1 趣旨 1
- 2 本市教育委員会における実施方法 1

II 教育委員会の概要

- 1 教育委員会事務局・教育機関組織図 2
- 2 広島市立学校の児童生徒数等 3

III 点検・評価結果

1 学校教育に関する事務

(1) 教育機関の設置、管理、設備等に関すること

- ア 耐震化・空調設備整備の推進について 4
- イ 学校の一般整備（施設）について 6
- ウ 教育の情報化の推進について 7
- エ 学校の適正配置等について 10

(2) 教員の人事に関すること

- ア 教員の配置状況及び新規採用について 12
- イ 教員の健康管理について 15
- ウ 教員の服務管理について 17

(3) 研修に関すること

- ア 研修の実施について 18
- イ 校内研修・自己研修支援について 20

(4) 児童生徒の就学等に関すること

- ア 就学事務について 21
- イ 就学援助について 23

(5) 学習指導、生徒指導等に関すること

ア 学習指導に関すること

- (ア) 学力向上について（ひろしま型カリキュラム） 24
- (イ) 徳育について（規範性をはぐくむ教育プログラム） 27
- (ウ) 体力向上について 28

イ 文化芸術教育について 30

ウ 平和学習の推進について 32

エ 教育課程に関すること

- (ア) ひろしま型カリキュラムについて（再掲） 34
- (イ) 広島市ハイスクールビジョンについて 37

オ 生徒指導に関すること

- (ア) いじめ・不登校等対策の推進について 39

カ	特別支援教育に関すること	
(ア)	特別支援教育体制充実事業について	42
(イ)	特別支援教育アシスタント事業について	44
(ウ)	障害のある子どもの就学・教育相談について	45
(エ)	特別支援学校高等部充実事業について	46
キ	学校評価の充実について	47
ク	教科書採択に関すること	
(ア)	教科書採択について	49
(イ)	小・中学校特別支援学級及び特別支援学校の教科用図書の選定 に関する事務について	50
ケ	まちぐるみ「教育の絆」プロジェクト事業について	51
(6)	保健・衛生に関すること	
ア	学校保健の推進に関すること	
(ア)	感染症等の予防や発生時の措置について	53
(イ)	喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育について	54
(ウ)	AEDの設置について	56
イ	子どもの安全対策の推進に関すること	
(ア)	学校事故の防止について	57
(イ)	通学時の事件・事故の防止について	58
(ウ)	災害時の安全確保について	61
ウ	安全でおいしい給食の推進について	62
エ	食育の推進について	64
2	青少年の育成に関する事務	
(1)	青少年の育成に関すること	
ア	放課後等の児童の居場所づくりについて	66
イ	暴走族対策の推進について	68
ウ	電子メディアと子どもたちとの健全な関係づくりの推進について	70
エ	青少年相談及び指導について	72
3	その他の主な事務	
(1)	調査統計及び広報に関すること	
ア	調査統計について	73
イ	広報について	74
(参考)		
1	教育委員会の活動状況	
(1)	教育委員会議の開催状況	75
(2)	その他の主な活動	79

I 教育委員会事務点検・評価制度の概要

1 趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 27 条の規定により、教育委員会において、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することが義務付けられている。

2 本市教育委員会における実施方法

(1) 目的

本市の教育行政の充実に資するとともに、市民への説明責任を果たすことを目的とする。

(2) 対象期間

平成 24 年度とする。

(3) 対象事務

ア 点検・評価の項目

(ア) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定する教育委員会の権限に属する事務
(教育委員会において管理・執行している事務に限る。)

(イ) 地方自治法に基づいて市長から補助執行を受け、教育委員会において管理・執行している事務

イ 点検・評価の構成

(ア) 事務の目的・概要

(イ) 平成 24 年度における管理・執行状況

(ウ) 管理・執行状況に関する評価及び課題

(エ) 課題への対応

(4) 学識経験を有する者の知見の活用

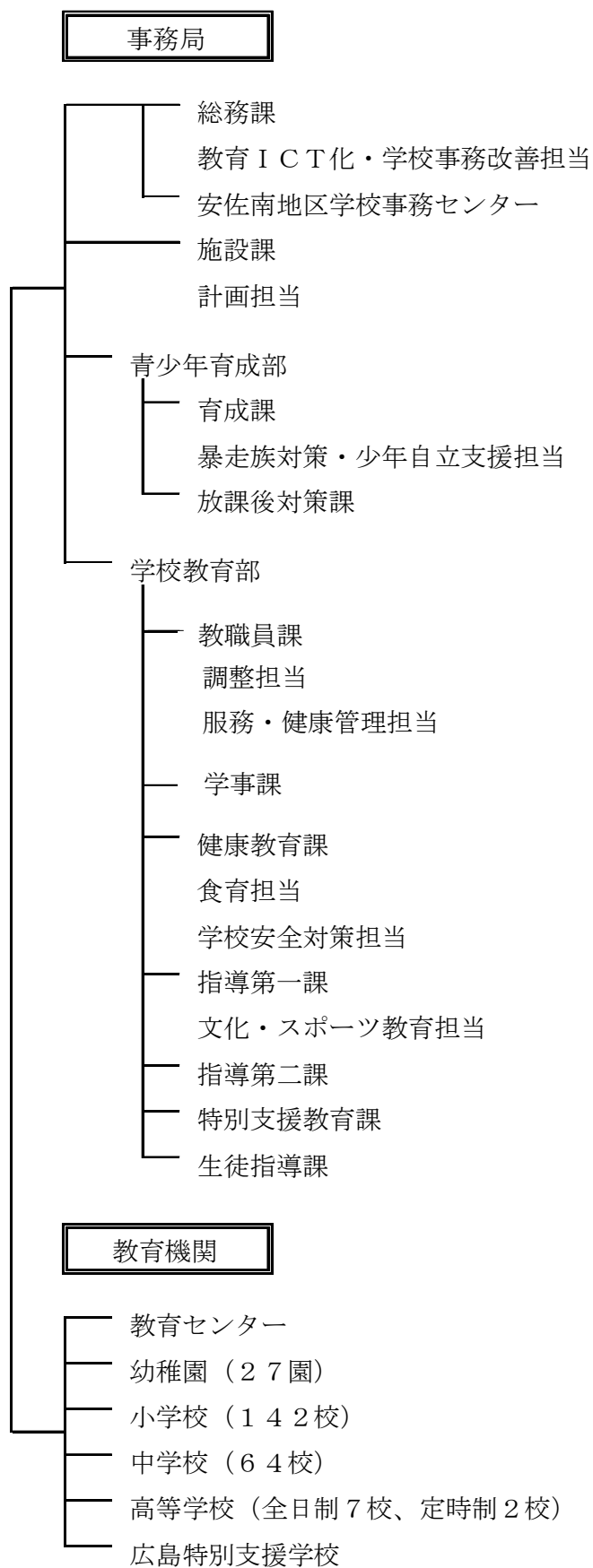
平成 25 年 8 月 7 日（水）に、学識経験を有する者から、点検・評価の方法や内容等について意見を聴取した。

（学識経験者）

- ・ 林 孝 広島大学大学院 教育学研究科 教授
- ・ 曾余田 浩史 広島大学大学院 教育学研究科 准教授

Ⅱ 教育委員会の概要

1 教育委員会事務局・教育機関組織図（平成 24 年 4 月 1 日現在）



2 広島市立学校の児童生徒数等（平成 24 年 5 月 1 日現在）

校種	児童生徒数	学校数
幼稚園	1,469 人	27 園
小学校	65,894 人	142 校
中学校	29,290 人	64 校
高等学校（全日制）	5,665 人	7 校
高等学校（定時制）	303 人	2 校
特別支援学校（小学部）	74 人	1 校
特別支援学校（中学部）	68 人	
特別支援学校（高等部）	199 人	
計	102,962 人	243 園・校

Ⅲ 点検・評価結果

1 学校教育に関する事務

(1) 教育機関の設置、管理、設備等に関すること

ア 耐震化・空調設備整備の推進について

第1 事務の目的・概要

1 学校校舎の耐震化

学校施設は、児童生徒の学習、生活の場であるとともに、地震などの災害発生時には地域住民の避難場所としての役割を果たすことから、校舎の耐震化に取り組んでいる。

耐震化については、平成30年度末までに完了する計画で進めていたが、平成23年3月の地震防災対策特別措置法の改正を踏まえ、平成27年度末までに完了するよう計画を前倒しして進めている。

2 空調設備整備の推進

教室の良好な環境を確保するため、普通教室等へ空調設備が未整備の幼稚園、小・中学校について、耐震化工事に併せて空調設備の整備に取り組んでいる。

整備については、耐震化の前倒しに合わせて、平成27年度末までに完了するよう進めている。

第2 平成24年度における管理・執行状況

1 園舎校舎の耐震化

新たに26校49棟の耐震化工事立案、17園校38棟の耐震化工事実施設計、39校63棟の耐震化工事に着手した。

(参考) 計画及び実績

区 分		平成24年度 計画		平成24年度 実績	
耐震化	立案	26校	49棟	26校	49棟
	実施設計	14園校	31棟	17園校	38棟
	工事	39校	63棟	39校	63棟

2 空調設備の整備

新たに14園校の実施設計、33校の整備工事に着手した。

(参考) 計画及び実績

区 分		平成24年度 計画		平成24年度 実績	
空調設備整備	実施設計	14園校		14園校	
	工事	33校		33校	

第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 園舎校舎の耐震化

平成24年度に耐震化が完了した38園校52棟を含め、平成24年度末で58園校87棟の耐震化が完了しており、屋内運動場を含めた学校施設の耐震化率は、前年度比7.8ポイント増加の70.0%となった。

耐震化計画を前倒ししたことにより、年度ごとの耐震化工事棟数が増加するため、事業の進行管理を適切に行う必要がある。

2 空調設備の整備

平成24年度に整備した31園校を含め、平成24年度末で65園校の整備が完了しており整備率は、前年度比13.9ポイント増加の28.5%となった。

整備計画を前倒ししたことにより、年度ごとの事業量が増加するため、事業の進行管理を適切に行う必要がある。

第4 課題への対応

事業を確実に遂行するため、担当部局である教育委員会及び都市整備局において、平成24年度に増員強化した執行体制を平成25年度も維持し、平成27年度末までに完了するよう、事業の進行管理を適切に行っていく。

(参考) 耐震化・空調設備整備の実績及び計画

区 分	～平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	竣工	率	竣工	率	竣工	率	竣工	率	竣工	率	竣工	率
耐震化(293棟)	棟 16	% 59.5	棟 19	% 62.2	棟 52	% 70.0	棟 80	% 81.8	棟 70	% 91.9	棟 56	% 100
空調設備整備 (220園校)	校 18	% 10.3	校 10	% 14.6	校 31	% 28.5	校 42	% 47.3	校 55	% 71.7	校 64	% 100

1 耐震化欄の率は、年度末時点における、校舎及び屋内運動場の全棟数に対する、耐震化工事竣工などの耐震性を有する棟数の割合。

2 空調設備整備欄の率は、年度末時点における竣工校数に航空機騒音対策等で整備済の6校を加えた率。

イ 学校の一般整備（施設）について

第1 事務の目的・概要

学校施設は、その多くが建設後 30 年以上経過し老朽化が進行しており、良好な教育環境を維持するため、外壁改修、屋上防水、グラウンド整備、便所改修などの大規模な改修や水道管の破損、雨漏り、破損ガラスの取替などの修繕、身障者用便所やスロープの設置などの福祉環境整備などに取り組んでいる。

実施に当たっては、学校現場の要望や意見を聞き、専門職員が現場を確認の上、緊急度や必要性を判断しながら行っている。

第2 平成 24 年度における管理・執行状況

小学校 1,900 件、中学校 965 件、高等学校 157 件、特別支援学校 20 件、幼稚園 115 件の合計 3,157 件、総額 11 億 6,719 万 7 千円の改修や修繕を実施した。

第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

- 1 学校からの整備要望に対し、緊急性や危険度を勘案しながら優先度の高い外壁改修や屋上防水などから順次取り組み、施設の安全性を確保した。
- 2 学校施設の老朽化は今後も進行し、これへの対策には事業量及び事業費が膨大となるため、計画的な対策が課題となる。

第4 課題への対応

学校施設の老朽化対策については、老朽度の現状調査を行い構造部材の耐震化完了後に計画的な対策が実施できるよう、中長期的な整備計画の策定に取り組む。

ウ 教育の情報化の推進について

第1 事務の目的・概要

ICT を効果的に活用した「わかる授業」や効率的な校務処理に資するため、教育の情報化を推進する。

第2 平成24年度における管理・執行状況

1 情報ネットワークシステムの運用管理

平成24年1月から導入しているグループウェアに加え、小・中学校において、教職員が児童生徒一人一人にきめ細かな指導ができるよう、児童生徒基本情報などの学籍や指導要録などの成績管理をはじめとする校務支援システムを導入した。

また、グループウェア及び校務支援システムの利用促進を図るため、各学校を巡回し、システムの活用支援を目的とした各校研修会を実施するとともに、教職員のシステムの操作方法の習得に係る取組を行った。

さらに、校務支援システムにおける通知表の電子化に関するシステムの平成25年度の全校展開に先駆けて、小学校9校、中学校7校の計16校をモデル校として指定し、システム導入と運用を先行実施した。

2 学校教育 ICT 化支援

(1) 広島県緊急雇用創出事業を活用した学校 ICT サポート員（67 人）を、幼稚園を除く全市立学校へ派遣し、教職員へ ICT 機器の操作研修・操作指導に関することや授業開始時の ICT 機器の設定や授業中の操作補助に関することなどの支援を行った。

(2) 教育活動への ICT 活用を推進することにより、教育の質の向上を図るため、平成24年11月7日に市役所講堂において、玉川大学教職大学院堀田龍也教授を講師として、学校 CIO（学校における教育の情報化の統括責任者：Chief Information Officer の略語）研修を開催した。

第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 各校を巡回して全教職員を対象に実施した研修により、校務支援システムの基本的な操作方法の習得が図られた。また、新たな機能の導入に際しては、校内のシステム担当者や希望する教職員を対象とした研修においてガイダンスや操作演習を行ったことにより、操作技術の向上が図られた。あわせて、問合せが多い内容や研修会での質問事項については、FAQ（よくある質問：Frequently Asked Questions の略語）やマニュアルを充実させることにより、全ての教職員への情報提供を行うことができた。

今後、より一層校務支援システムの利活用が進むように、操作方法の習得に係るサポートの充実を図る必要がある。

2 通知表の電子化に関するシステム導入と運用を先行実施したモデル校における実践を通して、通知表と出席簿、指導要録の連動性が図られ、作業効率が上がることが実証された。今後、成績管理等の校務処理の効率化がより一層図られるように、現場の実態に即したシステムの改善に向けて取り組む必要がある。

3 文部科学省の調査によると、コンピュータ等を活用して指導できる本市教員の割合は90%程度で、これは全国平均を大きく上回っており、教員の ICT を活用した指導力はおおむね定着している。また、教員の ICT 機器の活用状況について、本市が独自に調査したところ、校務用コンピュータ、教育用コンピュータ、デジタルテレビ、教材提示装置及びデジタルカメラ・デジタルビデオともに、いずれも高い割合で活用されていることが分かった。今後、教員の ICT を活用した指導力をより一層向上させ、全ての教員が ICT を効果的に活用した「わかりやすく深まる授業」を実現できるよう ICT を活用した授業づくりを一層推進する必要がある。

第4 課題への対応

- 1 グループウェア及び校務支援システムの利用促進を一層図るため、各学校を巡回し、システムの活用支援を目的とした各校研修会を実施するとともに、教職員のニーズに応じたガイダンスや研修会の開催、ヘルプデスク対応やFAQ・マニュアルの充実など、システムの操作方法の習得に係るサポート方策を検討・実施する。
- 2 通知表の電子化に関するシステムについては、モデル校での実践報告を踏まえ、全校展開するとともに、成績管理機能の充実などについて検討する。
- 3 ICT 機器を授業において効果的に活用できるよう、学校全体で積極的に情報化を推進する体制や、授業における ICT 活用指導力の向上を図るための取組を検討する。また、教育センターや各学校における ICT 研修の充実、広島市小中学校教育研究会等との連携による ICT 活用事例の充実を図ることにより、ICT を活用した授業の質の向上を図る。

○ 教員の ICT を活用した指導力の状況

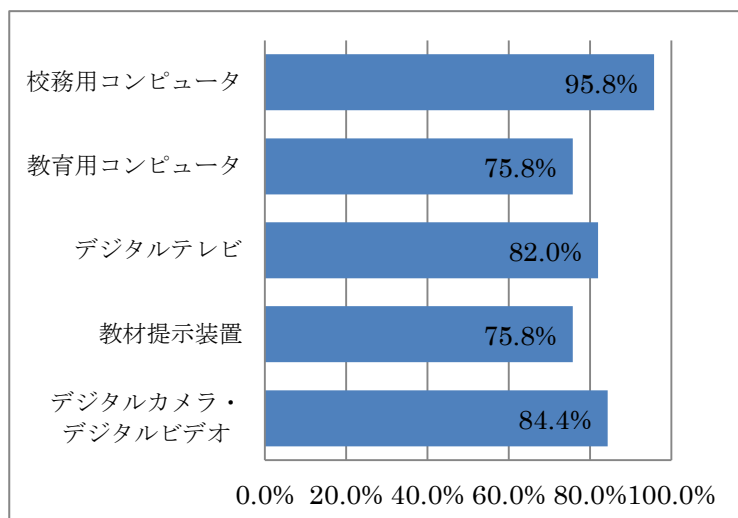
[文部科学省 平成 24 年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査の結果 (抜粋)]

授業中に ICT を活用して指導する能力	※肯定的な回答をした教員の割合 ()内は平成 23 年度全国平均
学習に対する児童（生徒）の興味・関心を高めるために、コンピュータや提示装置などを活用して資料などを効果的に提示する。	91.9% (69.2%)
児童（生徒）一人一人に課題を明確につかませるために、コンピュータや提示装置などを活用して資料などを効果的に提示する。	89.5% (63.5%)
わかりやすく説明したり、児童（生徒）の思考や理解を深めたりするために、コンピュータや提示装置などを活用して資料などを効果的に提示する。	90.3% (65.4%)
学習内容をまとめる際に児童（生徒）の知識の定着を図るために、コンピュータや提示装置などを活用して資料などをわかりやすく提示する。	87.9% (62.5%)

注) ※「4 わりにできる、3 ややできる、2 あまりできない、1 ほとんどできない」の4段階で評価

○ 教員の ICT 機器の活用状況[平成 24 年度広島市教育委員会調査]

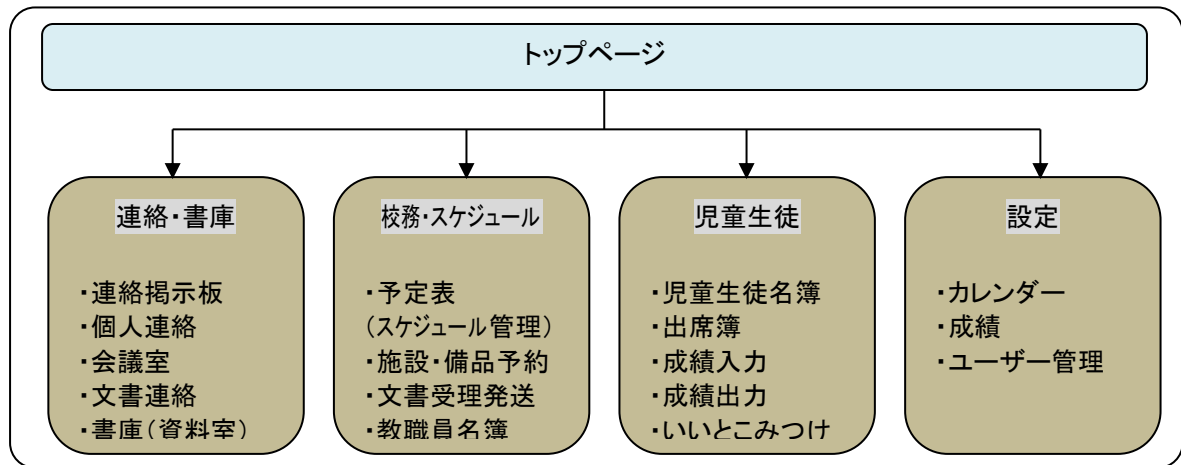
※ 月 1 回以上利用していると回答した教員の割合



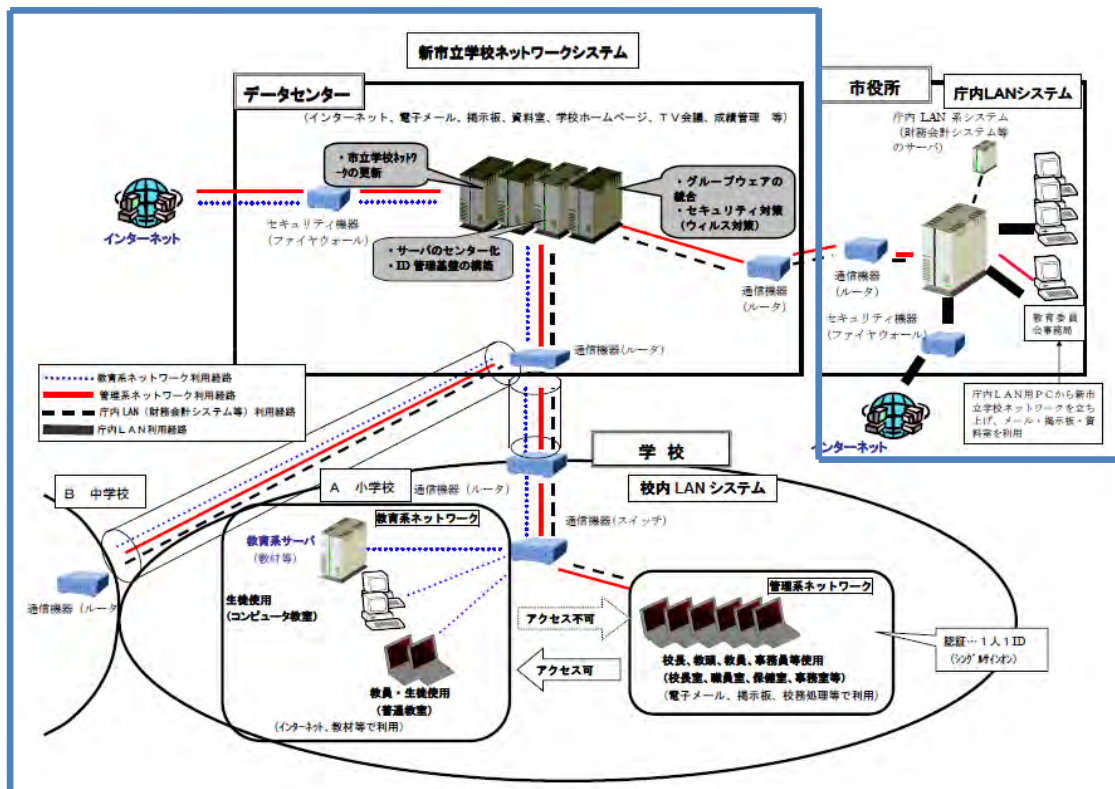
※整備状況

- 校務用コンピュータ
：教職員一人に各 1 台
- 教育用コンピュータ
：全普通教室に各 1 台
- デジタルテレビ (50 インチ)
：全普通教室に各 1 台
- 教材提示装置 (教材をカメラで撮影し、デジタルテレビに大きく映し出す装置) ・デジタルカメラ・デジタルビデオ
：学校配当予算内で独自に整備

グループウェア・校務支援システムのイメージ図



広島市教育委員会情報ネットワークのイメージ図



エ 学校の適正配置等について

第1 事務の目的・概要

1 幼稚園

市立幼稚園の園児数はピーク時(昭和 55 年度)の 37%にまで減少し、その一方で、保育園では毎年定員を増やしながらかも待機児童が解消されていないという現状がある。このため、平成 22 年 3 月に就学前教育・保育や子育て支援の充実に向け、市立幼稚園の保育園への転用を含む「市立幼稚園の今後の方向性」を策定した。

2 小・中学校

小学校の児童数はピーク時(昭和 57 年度)の 62%、中学校の生徒数はピーク時(昭和 62 年度)の 57%にまで減少し、学校の小規模化が進んでいる。

こうした学校の小規模化に伴い児童生徒が相互に刺激し合い切磋琢磨する機会が少なくなることや、選択教科、部活動等において、生徒の多様な要望に十分に応えられなくなるなどの教育面の課題が生じている。

これらの諸課題に対処し、知・徳・体の調和のとれた教育を推進するため、学校の適正配置に取り組み、あわせて、限られた財源の中で学校施設の効率的な整備・充実を図る。

第2 平成 24 年度における管理・執行状況

1 幼稚園

平成 24 年度末、5 園(上温品幼稚園、安東幼稚園、北祇園幼稚園、亀崎幼稚園、真亀幼稚園)を閉園した。また、平成 25 年度末に閉園する 2 園(古市幼稚園、口田幼稚園)の 4 歳児募集を停止した。

2 小・中学校

平成 24 年度は小河内小学校の保護者や地域住民に対し、新しい統合校の教育環境、通学方法、放課後の居場所づくりなどの提案をし、これに対する意見・要望を聴取し、関係機関等と協議をした。

また、小河内小学校と久地小学校の児童に、集団の中で授業を体験してもらうため、飯室小学校との交流授業を実施した。

第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 幼稚園

閉園については保護者や地域を対象とした説明会等を開催し、一定の理解を得ており、募集停止に係る事務をスムーズに進めることができた。平成 25 年度は、同年度末の 2 園の閉園に向け、遺漏なく事務を進めるため、市長部局等との連携を継続する必要がある。

2 小・中学校

学校統合検討対象校の保護者や地域住民と、適正配置の必要性について理解が得られるよう協議を進めている。

教育委員会としては、将来の社会を担う子どもたちにしっかりと基礎学力を付け、思考力や判断力、またコミュニケーション能力を向上させるより良い教育環境を整えていくためには、やはり一定の学校規模が必要であると考えている。しかし、地域からの意見にあるように、子ど

もたちの教育面の向上という視点とは別に、地域の活性化やまちづくりなど地域が抱える様々な課題に対し、どのように対応していくのかということについても、本市として総合的に考えていく必要がある。

第4 課題への対応

1 幼稚園

保育園への転用など閉園後の施設の利活用や、閉園に向けた事務を円滑に進めるため、市長部局等と連携を図る。

2 小・中学校

引き続き適正配置の必要性を丁寧に説明するとともに、地元からいただいた意見、要望、提案等を踏まえて対応を協議、検討する。

学校統合は地域の活性化とも関わりがあることから、市長部局とも連携して全庁横断的に地域活性化策などの検討を行う。

地元のおおむねの同意を得て、順次、適正配置を具体化していく。

1 学校教育に関する事務

(2) 教員の人事に関すること

ア 教員の配置状況及び新規採用について

第1 事務の目的・概要

教員の配置は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和 33 年法律第 116 号）等に基づき決定される教員定数に応じて行う（小学校、中学校、特別支援学校の県費負担の教員定数については、県教育委員会が決定し本市に配当する。）。

小・中・高・特別支援学校の教諭及び養護教諭の新規採用に当たっては、採用候補者選考試験を県教育委員会と共同で実施している。

第2 平成 24 年度における管理・執行状況

1 教員の配置

広島市立学校に配置した教員の本務者数は、全校種を合計すると、5,186 人（幼稚園 69 人、小学校 3,016 人、中学校 1,541 人、高等学校 421 人、特別支援学校 139 人）で、平成 23 年度に比べて 38 人増加した。

○ 教員数（本務者）（平成 24 年 5 月 1 日現在） (人)

区分	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
園長・校長	19*	142	62	8*	1	232
副園長・教頭	8*	147	67	12*	2	236
部主事	—	—	—	—	3	3
主幹教諭	—	58	31	3*	—	92
指導教諭	—	2	1	—	1	4
教諭	42*	2,519	1,314	365*	128	4,368
養護教諭	—	139	64	9*	2	214
栄養教諭	—	9	2	—	—	11
実習助手	—	—	—	24*	2*	26*
計	県費 69* 市費 — 69*	3,016 3,016 —	1,541 1,541 —	421* — 421*	139 137 2*	5,186 4,694 492*

(*印は市費負担の教員、それ以外は県費負担の教員)

2 教員の新規採用

平成 24 年度に新規採用した教諭、養護教諭及び実習助手の人数は、229 人（幼稚園 2 人、小学校 146 人、中学校 71 人、高等学校 4 人、特別支援学校 6 人）で、平成 23 年度に比べて 16 人増加した。

○ 教員の新規採用者数（平成 24 年度） (人)

区分	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
教諭	2*	138	65	3*	6	214
養護教諭	—	8	6	1*	—	15
実習助手	—	—	—	—	—	—
計	県費 2* 市費 — 2*	146 146 —	71 71 —	4* — 4*	6 6 —	229 223 6*

(*印は市費負担の教員、それ以外は県費負担の教員)

第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 教諭の欠員補充

教諭の定数に対して、本務者数が不足する場合は、欠員補充として臨時的任用教諭を配置している。平成24年度の臨時的任用教諭の配置数は、全校種を合計すると289人（幼稚園24人、小学校126人、中学校96人、高等学校34人、特別支援学校9人）で、平成23年度に比べて7人減少しているが、引き続き本務者の増員に努める必要がある。

2 教諭の年齢構成

教諭の平均年齢は、全校種を平均すると44.1歳（幼稚園46.1歳、小学校42.9歳、中学校45.0歳、高等学校48.5歳、特別支援学校46.1歳）で、年齢構成が40歳代後半から50歳代に偏在している。平成24年度は、平成23年度に続いて前年度に比べ0.3歳若年化しているが、引き続き年齢構成の平準化に努める必要がある。

第4 課題への対応

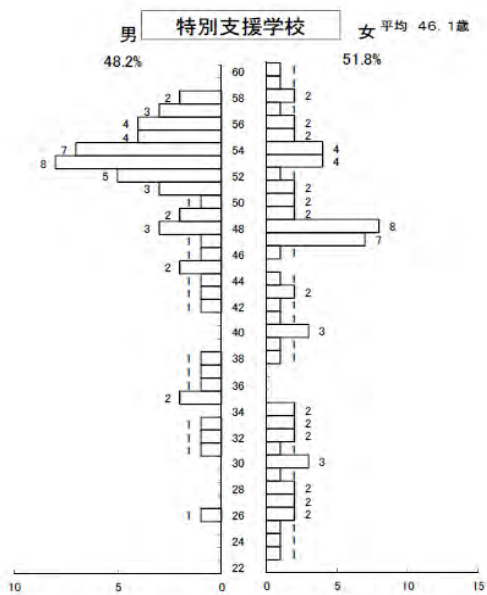
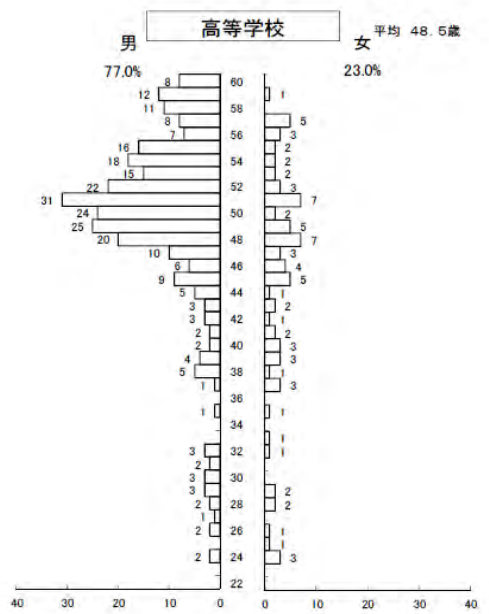
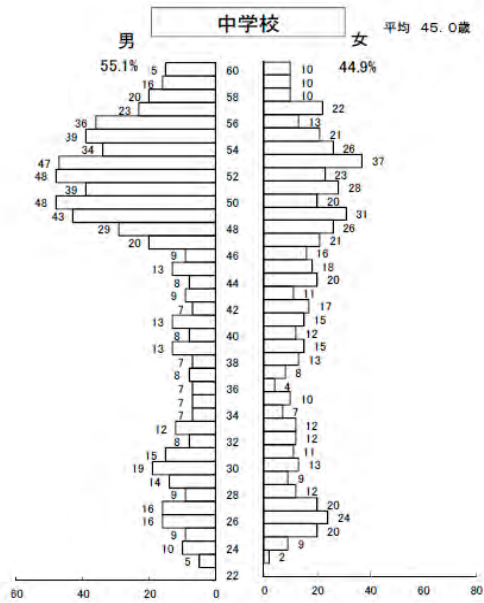
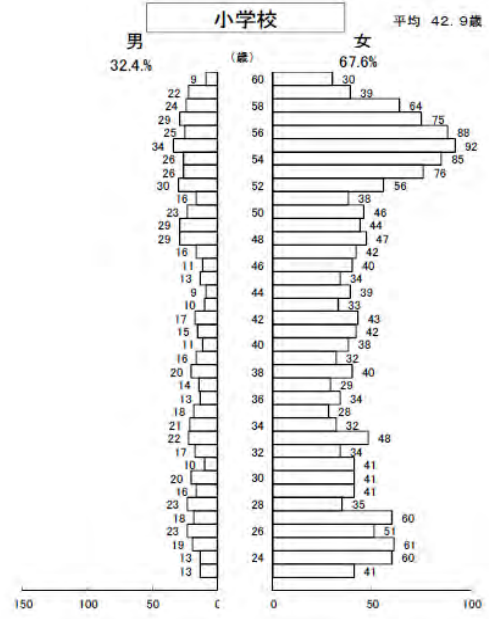
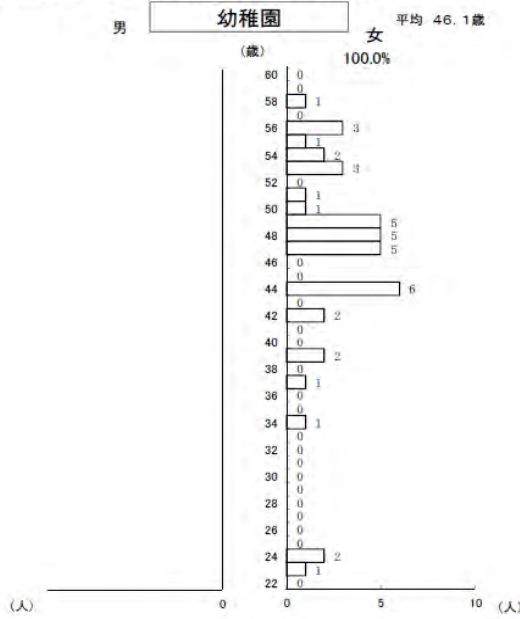
教諭の欠員数の減少や年齢構成の偏在の改善に向け、引き続き、本市関係部署及び県教育委員会と協議し、教諭の計画的採用に努める。

（参考）教員の新規採用者数の推移

（人）

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
幼稚園	—	—	—	2	2
小学校	114	123	151	133	146
中学校	27	59	78	64	71
高等学校	6	12	8	10	4
特別支援学校	4	2	4	4	6
計	151	196	241	213	229

(参考) 教諭の年齢分布(年齢は平成25年3月31日現在)



イ 教員の健康管理について

第1 事務の目的・概要

児童生徒を直接指導する教員の健康の保持増進に向け、健康診断を実施するとともに、メンタルヘルス不調の未然防止、再発の予防対策を行ったものである。

第2 平成24年度における管理・執行状況

1 健康診断について

全教員を対象として血圧、視力、聴力、結核検査、尿検査を、35歳以上の者等には胃、心電図、便潜血、血液、腹囲検査を実施し、各学校の教職員保健管理担当医が内科検診及び指導区分の決定を行うとともに、個々の教員に対して保健指導等を行った。

2 安全衛生管理体制について

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）で定められた教職員数50人以上の学校の衛生委員会に加え、教職員数50人未満の全学校に「衛生委員会に準ずる組織」を設置した。

3 メンタルヘルス対策について

「教職員メンタルヘルス対策実施計画」（平成22年9月策定）に基づき、次のことを行った。

- (1) メンタルヘルス不調の未然防止のため、各学校において臨床心理士等によるメンタルヘルス校内研修を開催するとともに、教員の個人面談事業を実施した。
- (2) 教員の心の悩みに対応するため、「こころの健康相談室」において相談員や専門医による相談や指導助言を行った。
- (3) 教員が自分の心の健康管理に関心をもち、メンタルヘルス不調の兆しを把握できるよう、全教員に配付するメンタルヘルスチェックの小冊子を準備した。

第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 健康診断について

健康診断については、平成24年度の実受診率は99.7%であり、休職等やむを得ない理由の者以外は全ての教員が受診していることから、おおむね事業の目的を達成することができた。

2 安全衛生管理体制について

全ての学校において、校長と教職員が協力し合って学校の安全、衛生、健康管理等について協議し改善に向けて取り組む体制を整えることができた。今後、この取組の充実を図る必要がある。

平成24年度の衛生委員会開催回数（幼・小・中・高・特別支援学校の1校当たりの平均。職場巡視を除く。）

衛生委員会（教職員数50人以上の26校）	8.9回
衛生委員会に準ずる組織（教職員数50人未満の216校）	5.1回

3 メンタルヘルス対策について

平成24年度の精神疾患による病気休職者は43人、病気休職者のうち精神疾患による者の割合は54.4%であり、平成23年度と比較していずれも減少した。精神疾患については、児童生徒への指導の困難さや保護者・同僚等との対人関係、教職員自身の健康や家庭の問題によるものなど、複数の要因が様々に絡み合っていると考えられるが、引き続き、その減少に向け未然防止対策、早期発見、再発予防に重点を置いた対策を実施する必要がある。

第4 課題への対応

健康診断については、今後とも対象者全員が健康診断を受診するよう学校を通じて働きかける。

学校衛生委員会等については、全学校に設置されたことから、今後は、開催回数、審議内容、審議結果の周知等機能の充実に取り組む。

メンタルヘルス対策については、引き続き、メンタルヘルス不調の未然防止や円滑な職場復帰と再発防止のための取組等を推進する。

(参考) 病気休職者の状況

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
病気休職者 (A)	64 人	77 人	81 人	81 人	79 人
うち精神疾患による者 (B)	45 人	53 人	48 人	55 人	43 人
精神疾患による者の割合 (B/A)	70.3%	68.8%	59.3%	67.9%	54.4%

ウ 教員の服務管理について

第1 事務の目的・概要

教員は、教育を通じて国民全体に奉仕する全体の奉仕者としての地位の特殊性と職務の公共性を有しており、その服務規律の確保に向け、様々な取組を行っている。

第2 平成24年度における管理・執行状況

教員の服務規律の確保を図るため、次の取組を行った。

- 1 服務研修のための指導資料「教職員の服務規律のために」を配付するとともに、校内に設置した「服務管理委員会」を活用し、校内研修の充実を図った。
- 2 初任者研修、教職経験6年次研修、教職10年経験者研修、管理職研修等で服務研修を計画的に実施した。
- 3 校内に設置した「ふれあい相談窓口」を活用し、児童生徒及び保護者への相談体制の強化を図った。
- 4 年間を通じて開催される校長会等において、適宜、事例紹介等の研修資料を配付し、指導の徹底を図った。

第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

平成24年度の懲戒処分者数は4人であり、根絶に向け引き続き服務規律の確保に努める必要がある。

第4 課題への対応

教育公務員としての自覚の徹底を図るため管理職研修や経験者研修、初任者研修の充実に努める。また、定例の校長会において、服務管理の徹底を毎回指示するとともに、研修方法の事例を紹介するなどして校内研修の充実を図る。

(参考) 教員の懲戒処分者数

(人)

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
免職	0	2	0	1	2
停職	1	0	1	1	0
減給	0	1	0	0	1
戒告	2	5	2	1	1
計	3	8	3	3	4

1 学校教育に関する事務

(3) 研修に関すること

ア 研修の実施について

第1 事務の目的・概要

教職員の資質能力の向上を図るため、「広島市教員研修体系」に基づき、組織的・計画的な研修を実施する。

第2 平成24年度における管理・執行状況

初任者研修や10年経験者研修などの教職経験年数に応じた研修、ひろしま型カリキュラム、ICT活用等の教育課題や教科指導等に係る研修、教育活動や学校運営を推進する人材を育成することを目的とした学校づくりのための人材育成研修、管理職や教務主任等の職務に応じた研修を年間にわたって113講座開設し実施した。

各研修の実施に当たっては、研修ごとに目標を設定し、受講者へのアンケートによりその達成状況を把握した。

1 初任者研修

初任者を対象として、教育者としての使命感や教科などに関する専門的知識、広く豊かな教養、実践的指導力等の教員としての基礎・基本を身に付けさせることを目的としている。

具体的には、生徒指導、人権教育、特別支援教育など緊要な教育課題について理解を図るための研修、学習指導に係る学習指導案の作成や授業研究及び実地指導など実習・演習を取り入れた実践的な指導力の向上を図る研修、さらには、グループによる課題解決を通して自己理解を深めるとともに人間関係調整力を高めることをねらいとした宿泊研修等を実施した。初任者研修には対象者222名（幼2、小142、中69、高3、特6）が受講した。

2 10年経験者研修

10年経験者を対象として、個々の能力、適正等に応じて、教諭としての資質の向上を図るために必要な事項に関する研修を実施している。

具体的には、これまでの教職経験を振り返らせるとともに、ミドルリーダーとしての自覚を持たせるため、組織の中の自己の役割や組織マネジメント、コーチング、生徒指導、授業研究に係る研修を位置づけ実施している。10年経験者研修には47名（幼1、小41、中4、特1）が受講した。

3 学校づくりのための人材育成研修

学校のミドルリーダーとして活躍することができる人材の育成を目指した、学校づくりのための人材育成研修（教育活動推進リーダー育成研修、学校運営推進リーダー育成研修）を実施した。教育活動推進リーダー育成研修には、25名（幼1、小16、中7、特1）が、学校運営推進リーダー育成研修50名（幼1、小21、中24、高3、特1）が受講した。

4 管理職研修

管理職として学校運営上の課題の把握や課題解決に資するよう、新任副園長・教頭研修、経験2年次副園長・教頭研修、経験3年次副園長・教頭研修、新任園長・校長研修、経験3年次園長・

校長研修を開設し、学校組織マネジメント力に係る演習や、人間関係調整力の向上のためのコーチングスキル等に係る研修を実施した（受講者数は次のとおり。）。

＜管理職研修受講者数＞

（人）

研 修 名	受 講 者 数
新任副園長・教頭研修	44（幼4、小25、中10、高5）
経験2年次副園長・教頭研修	41（幼3、小29、中6、高2、特1）
経験3年次副園長・教頭研修	35（幼1、小23、中9、高1、特1）
新任園長・校長研修	36（幼4、小17、中10、高5）
経験3年次園長・校長研修	35（幼4、小24、中7）

第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

- 1 初任者研修については、新たに校内における若手教員の支援体制づくりに係る事例集を作成し、管理職を対象とした連絡協議会を実施した。教育センター等での研修、指導教員を中心とした校内における研修及び指導主事による実地指導を通して、初任者が円滑に教育活動に入り、自立して教育活動を展開していくための教員としての基礎・基本を身に付けさせることができた。
今後も、教員の大量採用が続く中、各学校における若手教員の育成のための校内指導体制づくりを推進する必要がある。
- 2 10年経験者研修については、組織マネジメントなど組織を意識させる研修内容を取り入れたことで、個々の力量の伸張を図るだけでなく、これからのミドルリーダーとしての自覚を持たせることができた。
- 3 学校づくりのための人材育成研修については、ミドルリーダーとしての自覚を深めるとともに、教育活動や学校運営を円滑に推進するための力量を高めることができた。
- 4 管理職研修については、学校組織マネジメントの視点に立った、組織開発・人材育成についての理解を深めることができた。特に、新任副園長・教頭研修、2年次副園長・教頭研修、新任園長・校長研修については、年間を通して研修を行い、各園・学校の実態を踏まえ教職員の協働性を生み出す学校づくり、人材育成、学校経営に係る計画立案を行い、所属園・校における実践をもとにふり返りを行うインターバル研修を実施することで、研修が学校運営上の課題解決に資するものとなった。
- 5 研修内容を活用したいと思った受講者の割合の目標を90%以上としていたところ、初任者研修においては93.7%、10年経験者研修については95.7%、学校づくりのための人材育成研修においては95.9%、管理職研修においては99.3%となっており、研修内容を活用しようとする意識を高めることができた。

第4 課題への対応

- 1 初任者研修については、管理職を対象とした連絡協議会の実施等を通して、若手教員の育成のための校内指導体制の確立についての周知を図る。また、喫緊の課題である子ども理解や人間関係づくり等の生徒指導に係る研修を体系的に実施する。
- 2 管理職研修については、いじめの問題への適切な対応等に資するため、危機管理能力を育む研修を重点的に実施する。

イ 校内研修・自己研修支援について

第1 事務の目的・概要

校内授業研究の活性化を目指して、教育センター指導主事が、校内授業研究や研究協議会の進め方などについて年間を通して継続的に指導・助言を行う。

また、教員一人一人の自己研修を支援するため、教育センターを土曜日に開館するとともに、金曜日の開館時間を延長し、自己研修の機会や場を提供する。

第2 平成24年度における管理・執行状況

16校（小学校13校、中学校2校、特別支援学校1校）の校内研修に対して、年間を通して校内授業研究・授業協議会の事前・事後指導、改善点や今後の方向づけ等、授業研究推進上の課題に対する指導・助言を行った。

また、毎月1回土曜日に教育センターを開館するとともに、金曜日の開館時間延長を年間33回実施し、外部講師を招へいして教育セミナーを開催したり教育実践上の課題に対する指導・助言を行うなどして、自己研修を支援した。土曜開館の利用者数は年間949人であり、開館時間の延長利用者は年間393人であった。

第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

自校の校内授業研究が改善されたと感じた受講者の割合の目標を90%以上としていたところ、改善されたと回答した受講者の割合は93.8%となっており、校内授業研究の活性化を図ることができた。今後は、これまでの研修成果の普及を図る必要がある。

また、外部講師を招へいするなどして自己研修の機会を提供したことにより、教育研究会の自主的な研究の推進につながった。教員の大量採用が続いている中、特に若手教員の資質能力の向上が必要なことから、今後、土曜開館や開館時間の延長が若手教員の自主的な研究推進につながるものとなるよう、一層の工夫・改善を図る必要がある。

第4 課題への対応

実施校での研修成果の分析を通して、効果的な授業研究の進め方等について整理し、その成果の普及を図る。

また、若手教員にとってもより魅力的な自己研修の場となるよう、外部講師を招へいしたり、体験的な活動を取り入れたりするなど、内容の充実を図る。

1 学校教育に関する事務

(4) 児童生徒の就学等に関すること

ア 就学事務について

第1 事務の目的・概要

就学事務については、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）等に沿って次のような事務を行っている。

1 学齢簿の編製

本市に住所を有する学齢児童及び学齢生徒の就学の状況を管理・把握するため、学齢簿を編製している。

学齢簿は、住民基本台帳に基づき作成し、転居や指定学校変更・区域外就学等により記載した内容に変更を生じたときは必要な加除修正を行っている。

2 入学期日・指定学校の通知

学齢に達する者の保護者に対して入学期日と指定学校を通知している。転入等により新たに学齢簿に記載された場合にも、同様に通知を行っている。

また、相当の理由があると認めたときは、保護者の申出により指定した学校を変更し、保護者、学校長へ通知している。

3 区域外就学等の就学事務

学齢簿に記載された児童生徒が本市立学校以外へ就学する場合は、その市町村と協議するなど区域外就学の事務を行っている。

その他、住所異動に伴う転学、外国人の就学、特別支援教育が必要な者の就学、就学義務の猶予・免除、居所不明者の就学状況把握等の事務を行っている。

4 通学区域の弾力的運用（中学校における隣接校・行政区域内校選択制）

児童や保護者が教育内容や部活動等によって学校を選択できるよう、平成 17 年度から中学校における隣接校・行政区域内校選択制（以下「中学校選択制」という。）を導入している。

第2 平成 24 年度における管理・執行状況

- 1 広島市立の小・中学校及び特別支援学校の平成 24 年 5 月 1 日現在の児童生徒数は、小学校 6 万 5,894 人、中学校 2 万 9,290 人、特別支援学校 430 人で合計 9 万 5,614 人であり、国、県、私立の小・中学校、区域外就学を合わせると約 10 万 2,400 人に係る就学事務を処理した。
- 2 中学校選択制については、平成 25 年度新入生 9,684 人のうち、この制度により入学した生徒は 540 名（5.6%）となっている。また、平成 25 年度入学の希望申請者数は 1,217 人と導入 1 年目（平成 17 年度入学）の 695 人に比べ 522 人増加した。

第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

- 1 就学事務については、10 万人以上の児童生徒の就学情報を手書きの書類を基に処理しており、その事務処理量は膨大で煩雑なものとなっている。こうした事務負担を軽減するために、就学事務の効率化を図る必要がある。
- 2 中学校選択制については、導入時（平成 17 年度）から毎年度、希望申請書を提出した児童とそ

の保護者を対象にアンケート調査を実施している。その結果、希望申請した理由の上位は、「通学しやすさ」、「部活動」、「教育活動」となっており、中学校を選択できるようになったことについては、約 8 割の児童・保護者が「中学校で行われる教育活動や行事への関心が高まった。」と肯定的に捉えている。引き続き、各中学校の教育目標や特色などについて保護者や児童への情報提供が求められる。

第 4 課題への対応

- 1 就学事務については、事務量を縮減し、正確かつ効率的な事務処理を行うことができるようシステム構築に取り組んでいる。(平成 26 年 2 月稼動開始予定)
- 2 中学校選択制については、各中学校の教育活動、部活動等の情報を掲載したガイドブックを作成し中学校へ進学する児童・保護者へ配付するとともに、各中学校において、引き続き特色ある学校づくりを進め、自校の特色を児童・保護者、地域にアピールするよう努めていく必要がある。

(参考) 中学校選択制の実施状況

(人)

区分	平成 21 年度入学	平成 22 年度入学	平成 23 年度入学	平成 24 年度入学	平成 25 年度入学
新入学生数	9,643	9,778	9,904	9,606	9,684
受入可能数	1,810	1,760	1,760	1,745	1,690
希望申請者数	1,089	1,211	1,292	1,241	1,217
入学者数	567	600	645	594	540

イ 就学援助について

第1 事務の目的・概要

就学援助制度は、教育の機会均等を保障し義務教育の円滑な実施を図るため、経済的理由によって就学に支障をきたす児童生徒の保護者に対し、学用品費、給食費等必要な援助を行う制度である。

平成 22 年度からは、制度の対象者を、広島市立小・中学校の児童生徒に加え、国立、県立、私立の小・中学校の児童生徒の保護者(広島市民に限る。)にも拡大している。

第2 平成 24 年度における管理・執行状況

就学援助制度は、保護者の経済状態が反映され、社会経済状況の変化に影響される部分が大きく、平成 22 年度までは、厳しい経済情勢を反映し、就学援助を必要とする世帯が増加し受給者数・受給率・支給額が大幅に増加してきたが、平成 24 年度は受給者数 29,700 人、受給率 29.0%、支給額 20 億 520 万円と、前年度に続き、微増となっている。

第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

これまで増加してきた受給者数・受給率が、前年度に続き、平成 24 年度も微増の状況にあり、児童生徒数の減少傾向を勘案すると、社会経済状況が安定すれば、今後の事業費が、減少に向かうものと考えられる。

事務処理の面では、各学校及び学事課で約 3 万人の情報入力帳票作成を手書きで行うなど、紙ベースで認定及び支給事務を行っているため、事務の負担が大きいものがある。

第4 課題への対応

就学援助制度は、義務教育を保障する重要な制度であることから、今後も引き続き適切な援助を行い、児童生徒の就学及び健全な学習環境の確保に努める。

また、手書きで処理しているものを電算化することにより事務量を削減し、正確かつ効率的な事務処理を行うことができるようシステム構築に取り組んでいる。(平成 26 年 2 月稼動開始予定)

(参考) 就学援助の受給者数等

区分		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
受給者数	広島市立	24,329 人	25,293 人	26,647 人	28,883 人	29,081 人	29,245 人
	国立・県立・私立	—	—	—	353 人	440 人	455 人
	合 計	24,329 人	25,293 人	26,647 人	29,236 人	29,521 人	29,700 人
受給率	広島市立	25.5%	26.3%	27.7%	30.2%	30.4%	30.7%
	国立・県立・私立	—	—	—	5.1%	6.0%	6.3%
	合 計	25.5%	26.3%	27.7%	28.4%	28.7%	29.0%
支給額	広島市立	15 億 4,222 万円	16 億 4,622 万円	17 億 7,408 万円	19 億 4,251 万円	19 億 5,703 万円	19 億 8,578 万円
	国立・県立・私立	—	—	—	1,485 万円	1,923 万円	1,942 万円
	合 計	15 億 4,222 万円	16 億 4,622 万円	17 億 7,408 万円	19 億 5,736 万円	19 億 7,626 万円	20 億 520 万円

※ 平成 23 年度までは実績、平成 24 年度は決算見込

1 学校教育に関する事務

(5) 学習指導、生徒指導等に関すること

ア 学習指導に関すること

(ア) 学力向上について（ひろしま型カリキュラム）

第1 事務の目的・概要

小・中学校の連携・接続の改善、小学校5年生から中学校3年生までの「言語・数理運用科」及び小学校5・6年生での「英語科」の実施を主な内容とする「ひろしま型カリキュラム」を全小・中学校で実施し、児童生徒の言語や数理を運用する能力を育み、思考力、判断力、表現力の向上を図る。

第2 平成24年度における管理・執行状況

1 小・中学校の連携・接続の改善

小学校1年生から小学校4年生までの前期4年間で「学びの基盤づくりと基礎の徹底」の時期と位置付け、読み・書き・計算等の基礎的な知識・技能の定着を図ることに重点を置き、1日15分間の国語タイム、算数タイムといった帯時間を週3日実施した。また、小学校5年生から中学校3年生までの後期5年間で「思考力・判断力・表現力の向上と発展」の時期と位置付け、言語・数理運用科を週1時間、小学校英語科を週2時間実施した。

さらに、小学校と中学校の学びをつないでいくため、各中学校区の小・中連携教育研究会において、小・中学校が共通の研究テーマを設定して授業研究会や合同研修会を行うなど、各教科等における指導方法の工夫・改善に係る実践研究を実施した。

2 「言語・数理運用科」の実施

身の回りの事象や地域・世界に見られる社会事象・自然事象などをテーマとした問題解決的な学習を通して思考力・判断力・表現力の向上を図るため、各学校において小学校5年生から中学校3年生で「言語・数理運用科」の授業を週1単位時間実施した。

また、「言語・数理運用科」の授業を円滑に実施するため、各学校に、副読本、ワークシート、黒板掲示用教材等を配布した。

3 小学校の「英語科」の実施

言語や文化に対する興味・関心を高め、英語を聞いたり話したりする力の基礎を養うとともに、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するため、小学校5、6年生で「英語科」の授業を週2単位時間実施した。

また、「英語科」の授業を円滑に実施するため、英語指導アシスタント（AIE）及び外国人英語指導助手（ALT）を全小学校に派遣するとともに、副読本、ワークシート、英単語カード、音声教材等を配布した。

4 学力向上推進評価委員会の開催

平成24年度は、学力向上推進評価委員会を4回開催し、専門的な視点からひろしま型カリキュラムなどの「学力向上施策に関する提言」を受けた。

第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 小・中学校の連携・接続の改善

「基礎・基本」定着状況調査の結果からは、学習内容が概ね定着している状況を示す基準である平均通過率 60%を全ての教科で上回っており、基礎的・基本的な学習内容は全体として定着していると考えられる。また、小中連携の質問紙調査の結果からは、全ての中学校区で小中連携教育の取組が行われており、授業公開や協議、情報交換を行うことが、学力向上における課題や生徒指導上の課題を共有する機会になっている。

一方、通過率 30%未満の児童生徒の割合を減らすことや、小中共通の研究主題の内容や研究推進の仕方、教育研究会開催の日程調整等に課題がある。

(参考)「基礎・基本」定着状況調査における各教科の平均通過率(平成 24 年度実施)

小学校 (%)			中学校 (%)			
教科	国語	算数	教科	国語	数学	英語
通過率	74.1	72.9	通過率	78.5	71.9	72.2

(参考)「基礎・基本」定着状況調査における通過率 30%未満の児童生徒の割合 (%)

区分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
小学校	2.9	3.2	2.2	2.4	3.6
中学校	6.0	5.5	5.3	5.0	4.5

2 「言語・数理運用科」の実施

言語・数理運用科の学力調査の結果からは、学習内容が概ね定着している状況を示す基準である平均通過率 60%を全ての観点で上回っており、児童生徒の学力も付いてきていると考えられる。また、質問紙調査の結果からは、児童生徒は言語・数理運用科について必要感や有用感を感じ、肯定的に捉えており、授業として成立し定着していると考えられる。

中学校において、「言語・数理運用科は好きですか」に対する肯定的な回答は 52%であり、言語・数理運用科の教材等の見直しや授業改善を更に進める必要がある。

(参考)言語・数理運用科学力調査における観点ごとの平均通過率(平成 24 年度実施)(%)

区分	情報の取り出し	思考・判断	表現
小学校	89.7	87.7	89.5
中学校	70.1	74.5	77.5

3 小学校の「英語科」の実施

小学校英語科の質問紙調査等の結果からは、児童の 86%は、英語科の学習が好きと感じており、高い必要感、有用感をもって学習している。

小学校英語科の指導が、英語を使って授業を進める割合が高いのに対して、中学校英語科の指導において、「授業を英語で行っている」に対する肯定的な回答は 62%であり、指導方法の連携に課題がある。

4 学力向上推進評価委員会の開催

今後は、学力向上推進評価委員会の提言に基づき、児童生徒の学力向上に向け、実施可能な取組から順次進めていく必要がある。

第4 課題への対応

1 小・中学校の連携・接続の改善

- (1) 9年間を見通した教科等の指導に関する系統的な取組を一層推進するため、小・中連携教育研究会に指導主事を派遣し、指導・助言を行う。
- (2) 小学4年生までに習得すべき学習内容を、児童一人一人に確実に身に付けさせる取組を一層強化するため、効果的な指導方法や学習支援策について検討する。また、学習に向かう構えとして大切な学習規律を小中学校で共通して設定するなど、更に内容の充実した小・中学校の連携した取組を進めていくため、小・中連携教育研究会のあり方について検討する。

2 「言語・数理運用科」の実施

- (1) 各学校において更に言語・数理運用科の授業の充実を図るとともに、各教科における授業改善の取組を一層推進するため、「言語・数理運用科」の研修を継続実施する。また、各教科等において思考力・判断力・表現力の育成に向けた指導の改善などに先進的に取り組む授業改善推進校を指定して実践研究を行い、その成果を公開研究会等を通して全小・中学校に普及する。
- (2) 「言語・数理運用科」についての関心・意欲を高めるため、地域、児童生徒の実態等に応じた学習指導計画、副読本等の改訂に向けた検討を行うための組織の設置準備を進める。

3 小学校の「英語科」の実施

- (1) 「英語科」の授業の一層の充実を図るため、引き続き教員を対象とした研修会や校内研修会等を通して、「英語科」の学習方法や教師の役割等について、指導・助言を行う。
- (2) 小学校英語科と中学校英語科の指導方法の連携上の課題に対応するため、小中学校教員による合同研修など、教科の接続を図るための具体的な方策について検討する。

(イ) 徳育について（規範性をはぐくむ教育プログラム）

第1 事務の目的・概要

「規範性をはぐくむための教材・活動プログラム」の活用を図るための研修会や、社会に貢献する中学生を対象とした表彰を実施するとともに、集団宿泊活動についての実践研究を進め、本市の児童生徒の規範性をはぐくむ。

第2 平成24年度における管理・執行状況

1 教材・活動プログラムの活用についての研修会の開催

各学校の道德教育推進教師を対象に、教材・活動プログラムの内容や指導方法等の周知を目的とした研修会を開催した。また、規範性をはぐくむ教育リーディング校（小学校7校、中学校7校）において、公開授業研修会を実施し、実践研究の成果等の普及を行った。

2 「広島 グッドチャレンジ賞」表彰の実施

中学生を対象として、社会や地域に貢献するなど、善いことを自ら実践した生徒や生徒会、グループを表彰した。

3 「山・海・島」体験活動推進事業の実施（小学校）

推進校3校において、児童の規範性など豊かな人間性を育成するため、集団宿泊活動における効果的な指導方法等を実践研究し、その成果等を各学校へ普及した。

第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 教材・活動プログラムの活用についての研修会の開催

研修会の実施を通して、プログラムの内容や具体的な指導方法等を周知することができた。今後さらに、本プログラムの活用を通して、教員の道德の授業力の向上を図る必要がある。

2 「広島 グッドチャレンジ賞」表彰の実施

各中学校において、生徒自らが社会や地域への貢献に進んで取り組もうとする意欲・態度が醸成されつつある。表彰された学校数についても増加しつつあるが、今後さらに、学校の取組を充実、拡大させる必要がある。

（参考）受賞者数等及び受賞校数の推移

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
受賞者数等	54件	55件	70件	89件
受賞校数	28校	30校	31校	39校

3 「山・海・島」体験活動推進事業の実施

推進校からの実施報告書等から、「きまりやルールを守ることができる」「だれにでもあいさつができる」等の項目で肯定的な回答の割合が増えるなど、児童の協調性・規範性などの向上に効果的であるという結果が得られた。今後は、さらに、実践の成果等を各学校へ普及するとともに、実施校数の拡大に努める必要がある。

第4 課題への対応

1 教材・活動プログラムの活用についての研修会の開催

道德教育推進教師を対象とした研修会等を開催し、本プログラムの活用による授業研究を通して、教員の道德の授業力の向上を図る。

2 「広島 グッドチャレンジ賞」表彰の実施

生徒の社会貢献に取り組もうとする意欲・態度を一層醸成するため、効果的な取組の事例や成果について校長会において普及に努める。

3 「山・海・島」体験活動推進事業の実施

小学校長会や教育センター講座等において、実践研究の成果等の普及・啓発を図る。

(ウ) 体力向上について

第1 事務の目的・概要

体力向上推進委員会（大学教授等の専門家を構成員とし、児童生徒の体力の状況や体力向上施策について、専門的な視点から意見・提言を受けることを目的として設置）において、体力向上に資する取組の効果を検証し、その成果を全校に普及させるとともに、体育の授業改善を進めることにより、児童生徒の基礎的な体力、運動能力を向上させ、生涯にわたって運動に親しむ習慣や意欲をはぐくむ。

第2 平成24年度における管理・執行状況

1 体力向上推進事業の実施

各小学校において、児童が目標をもって主体的に体力向上に取り組めるようにするため、「体力アップハンドブック」の配布や、「新体力テスト」の調査結果を基にした「体力アップ認定証」・「体力優秀賞」の交付を行った。

※ 「体力アップ認定証」は、新体力テストの合計得点が前年度より7点以上向上した児童を対象に交付。

※ 「体力優秀賞」は、新体力テストの全種目が前年度の当該学年の全国平均値を上回った児童生徒を対象に交付。

2 子どもの体力向上支援事業の実施

児童生徒の体力の状況について、「新体力テスト」の調査結果を基に分析するとともに、平成21年度に作成・配布した「運動プログラム」がより一層活用されるよう、体力向上推進委員会において事例集作成に係る検討を行った。

第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 体力向上推進事業の実施

「体力アップ認定証」の交付数が、平成23年度18,034枚から平成24年度は18,698枚に、「体力優秀賞」の交付数が、平成23年度4,325枚から平成24年度は4,407枚に増え、児童生徒が自らの体力に関心をもち、体力向上への意欲を高めることができた。

「体力アップハンドブック」については、校長会や教員対象の研修会等において、活用方法等の指導・助言を行うことができた。一方、内容の見直しについては、年度内に行うことができなかったため、引き続き検討する必要がある。

2 子どもの体力向上支援事業の実施

(1) 「新体力テスト」の結果における児童生徒の体力は、平成24年度本市平均値が平成23年度本市平均値と同じか上回っている種目数の割合をみると、小学校96種目中95種目（99.0%）、中学校54種目中52種目（96.3%）となっており向上傾向にある。しかしながら、平成24年度本市平均値が平成24年度全国平均値と同じか上回っている種目数の割合は、小学校96種目中74種目（77.1%）、中学校54種目中20種目（37.0%）となっており、特に中学校においては、体力を向上させる取組を充実させる必要がある。

(2) 「運動プログラム」の事例集については、内容を検討し作成に向けた準備を行うことができた。

第4 課題への対応

1 体力向上推進事業の実施

「体力アップハンドブック」の内容を見直すとともに、その活用方法や家庭との連携のあり方について、引き続き校長会や教員を対象とした研修会等を通して指導・助言を行う。

2 地域を活用した学校丸ごと体力向上推進事業の実施

- (1) 体力向上推進校 8 校（小学校 5 校、中学校 3 校）において、大学教授等を講師として招へいた体育科の授業改善（例えば I C T の効果的な活用等）に関する実践研究を行うとともに、運動プログラム等を活用した実践を行い、その成果を公開研究会や実践発表会を通じて各学校に普及する。
- (2) 体育科・保健体育科における指導力の向上を図るため、小・中学校教育研究会と連携して実技研修会を実施する。
- (3) 体力向上推進委員会において、運動プログラム活用事例集、事例集の内容の動画を収録した D V D を作成し各学校に配布する。
- (4) 中学校における体力向上に向けた取組の充実を図るため、各学校において、自校の新体力テストの結果を分析し、課題を明らかにするとともに、重点的な取組内容を示した推進計画を作成・実施されるよう指導・助言する。

※ 「子どもの体力向上支援事業」は、平成 2 5 年度から、地域の様々な機関等と連携し、人的資源を効果的に活用するなど、子どもの体力向上のための総合的な取組を実施するため、「地域を活用した学校丸ごと体力向上推進事業」に名称を変更。

イ 文化芸術教育について

第1 事務の目的・概要

児童生徒に、本物の文化芸術に触れる機会や文化芸術に関する学習の成果を発表する機会を提供するとともに、各学校における文化芸術の活性化の支援をすることによって、学校における文化芸術教育の充実を図り、児童生徒の豊かな情操や感性をはぐくむ。

第2 平成24年度における管理・執行状況

1 文化の祭典の開催

文化芸術活動の振興を図るとともに、児童生徒にいきいきとした学校生活を送らせ、健全な育成を図るため、小・中・高等学校の各校種における文化の祭典を開催した。

2 伝統文化に関する教育の推進事業の実施

新学習指導要領において、伝統文化に関する教育の充実が求められていることを踏まえ、小学校2校・中学校2校の推進校を指定し、伝統文化の専門家を招へいた体験授業の実施や年間指導計画の作成等の実践研究を行った。

○ 文化の祭典の概要

区 分	期 日	場 所	部 門
オープニングイベント	平成24年10月20日	アルパーク東棟 時計の広場	
小学校の部	平成24年12月4日 ～12月9日	アステールプラザ 中・大ホール 市民ギャラリー	・ことばの部 (音読・暗唱、作文発表、読書感想文発表など) ・音楽の部 ・展示の部(書写、図画工作など)
中学校の部	平成24年11月6日 ～11月11日	アステールプラザ 中・大ホール 市民ギャラリー	・ステージ部門 (吹奏楽・合唱・器楽) (演劇・放送コンテスト・話し方・英語暗誦) ・展示部門 (書写・家庭科・技術・社会・美術など)
高等学校の部	平成25年1月9日 ～1月13日	青少年センター	・ステージの部 (演劇、放送、箏曲、合唱、吹奏楽、合同バンド) ・展示の部 (美術、陶芸、アート、書道、茶華道、写真、 文芸、工業、インターネット、外国語など)

第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 文化の祭典の開催

「オープニングイベント」等を開催し、文化芸術に関する日頃の学習の成果を発表した。

「小学校の部」及び「高等学校の部」については、いずれかの部門に全小・高等学校が参加することができたが、「中学校の部」については、62校の参加であった。

小・中・高等学校の各校種ごとにそれぞれ開催し、「中学校の部」においては、同一会場で全部門を開催したことにより、生徒同士が互いの発表や展示を鑑賞し合うことができ、来場者数も増加した。

「小学校の部(音楽の部)」は、来場者が多く、会場への入場を規制する状況が見られた。

2 伝統文化に関する教育の推進事業の実施

推進校を対象に、工芸、茶道、能の専門家を派遣し、ワークショップや鑑賞等を教育課程に位置付け、指導内容や指導方法についての実践研究を行うことができた。

今後は、全体計画・年間指導計画を基に、指導事例集を作成し、全小・中学校へ普及する必要がある。

第4 課題への対応

1 文化の祭典の開催

引き続き校長会、広島市小学校教育研究会、広島市中学校文化連盟と連携し、全校参加に向けて取り組む。また、「小学校の部（音楽の部）」については、入場規制の解消を目指し、会場を変更する。

2 伝統文化に関する教育の推進事業の実施

小学校2校・中学校2校を継続して指定し、専門家による体験学習等を授業公開するとともに、指導事例集を作成・配布することを通して、本事業の成果を全小・中学校に普及する。

ウ 平和学習の推進について

第1 事務の目的・概要

ヒロシマの被爆体験を原点として、生命の尊さと一人一人の人間の尊厳を理解させ、国際平和文化都市の一員として、世界恒久平和の実現に貢献する意欲や態度を育成するため、平和教育プログラムを策定するとともに、各学校において、被爆体験者より直接話を聴く会や、平和を考える集い等を開催している。

第2 平成24年度における管理・執行状況

1 平和教育プログラムの策定

教材開発協力校 10 校（小学校 4 校、中学校 4 校、高等学校 2 校）による実践研究を行い、その成果等を踏まえ、平和教育プログラムを策定した。

2 被爆体験を聴く会等の開催

市立学校 173 校において、被爆体験者を招へいし、被爆の実相や平和への願いを聴く会等を開催した。

3 平和を考える集い等の開催

全市立小・中学校及び特別支援学校において、平和記念日に焦点をあて、平和を考える集い等を開催した。

4 こどもピースサミットの実施

小学生の平和についての意識を高めるため、「こどもピースサミット」への意見作文の募集や「平和の歌声・意見発表会」の開催、そして、「平和への誓い」の発信を通じ、子どもたちの平和についての意識の高揚を図った。

5 ひろしま子ども平和会議の実施

市立小学校 3 校、中学校 2 校、高等学校 3 校が参加し、平和記念式典に参加する他都市からの参加団体（2 団体）とともに平和へのメッセージを発信した。

第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 平和教育プログラムの策定

平和教育プログラムの学習内容や指導方法等について普及・啓発を行う必要がある。

2 被爆体験を聴く会等の開催

被爆者の高齢化により、被爆体験を聴く会の講師の確保が次第に難しくなっている。

3 平和を考える集い等の開催

8 月 6 日を中心として、地域の実情等を考慮し、全校において平和を考える集い等を実施するなど、各学校における本事業の取組が定着してきている。

4 こどもピースサミットの実施

6 年生が在籍する全ての市立小学校が平和についての意見作文に取り組んだ。

（参考）意見作文に取り組む小学校の実施率の推移（％）

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
実施率	84.3	93.6	94.4	100

5 ひろしま子ども平和会議の実施

参加した児童生徒の感想及び意見から、「原爆の被害や平和のことが以前と比べて分かるようになった」と答えた児童生徒の割合が 94%を超えており、平和を希求する生徒の意識が高まっている。

第4 課題への対応

1 平和教育プログラムの推進

実践協力校 7 校（小学校 4 校、中学校 2 校、高等学校 1 校）により、授業公開や実践発表を行い、本プログラムの学習内容や指導方法の普及・啓発に取り組む。

2 被爆体験を聴く会等の開催

被爆体験者の証言を映像記録として収集し、整理・保存する取組を進めるとともに、引き続き被爆体験を聴く会の開催趣旨等の周知に取り組む。

3 平和を考える集い等の開催

全校において、地域の実情等に即した平和を考える集い等が実施されており、引き続き 8 月 6 日の意義を理解させるための取組を推進する。

4 こどもピースサミットの実施

本事業の充実を図るため、校長会等において、効果的な取組について周知するとともに、ホームページ等において市民への広報に努める。

5 ひろしま子ども平和会議の実施

本事業の充実を図るため、校長会等において、効果的な取組について周知するとともに、ホームページ等において市民への広報に努める。

エ 教育課程に関すること

(ア) ひろしま型カリキュラムについて（再掲）

第1 事務の目的・概要

小・中学校の連携・接続の改善、小学校5年生から中学校3年生までの「言語・数理運用科」及び小学校5・6年生での「英語科」の実施を主な内容とする「ひろしま型カリキュラム」を全小・中学校で実施し、児童生徒の言語や数理を運用する能力を育み、思考力、判断力、表現力の向上を図る。

第2 平成24年度における管理・執行状況

1 小・中学校の連携・接続の改善

小学校1年生から小学校4年生までの前期4年間で「学びの基盤づくりと基礎の徹底」の時期と位置付け、読み・書き・計算等の基礎的な知識・技能の定着を図ることに重点を置き、1日15分間の国語タイム、算数タイムといった帯時間を週3日実施した。また、小学校5年生から中学校3年生までの後期5年間で「思考力・判断力・表現力の向上と発展」の時期と位置付け、言語・数理運用科を週1時間、小学校英語科を週2時間実施した。

さらに、小学校と中学校の学びをつないでいくため、各中学校区の小・中連携教育研究会において、小・中学校が共通の研究テーマを設定して授業研究会や合同研修会を行うなど、各教科等における指導方法の工夫・改善に係る実践研究を実施した。

2 「言語・数理運用科」の実施

身の回りの事象や地域・世界に見られる社会事象・自然事象などをテーマとした問題解決的な学習を通して思考力・判断力・表現力の向上を図るため、各学校において小学校5年生から中学校3年生で「言語・数理運用科」の授業を週1単位時間実施した。

また、「言語・数理運用科」の授業を円滑に実施するため、各学校に、副読本、ワークシート、黒板掲示用教材等を配布した。

3 小学校の「英語科」の実施

言語や文化に対する興味・関心を高め、英語を聞いたり話したりする力の基礎を養うとともに、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するため、小学校5、6年生で「英語科」の授業を週2単位時間実施した。

また、「英語科」の授業を円滑に実施するため、英語指導アシスタント（AIE）及び外国人英語指導助手（ALT）を全小学校に派遣するとともに、副読本、ワークシート、英単語カード、音声教材等を配布した。

4 学力向上推進評価委員会の開催

平成24年度は、学力向上推進評価委員会を4回開催し、専門的な視点からひろしま型カリキュラムなどの「学力向上施策に関する提言」を受けた。

第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 小・中学校の連携・接続の改善

「基礎・基本」定着状況調査の結果からは、学習内容が概ね定着している状況を示す基準であ

る平均通過率 60%を全ての教科で上回っており、基礎的・基本的な学習内容は全体として定着していると考えられる。また、小中連携の質問紙調査の結果からは、全ての中学校区で小中連携教育の取組が行われており、授業公開や協議、情報交換を行うことが、学力向上における課題や生徒指導上の課題を共有する機会になっている。

一方、通過率 30%未満の児童生徒の割合を減らすことや、小中共通の研究主題の内容や研究推進の仕方、教育研究会開催の日程調整等に課題がある。

(参考)「基礎・基本」定着状況調査における各教科の平均通過率(平成 24 年度実施)

小学校 (%)			中学校 (%)			
教科	国語	算数	教科	国語	数学	英語
通過率	74.1	72.9	通過率	78.5	71.9	72.2

(参考)「基礎・基本」定着状況調査における通過率 30%未満の児童生徒の割合 (%)

区分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
小学校	2.9	3.2	2.2	2.4	3.6
中学校	6.0	5.5	5.3	5.0	4.5

2 「言語・数理運用科」の実施

言語・数理運用科の学力調査の結果からは、学習内容が概ね定着している状況を示す基準である平均通過率 60%を全ての観点で上回っており、児童生徒の学力も付いてきていると考えられる。また、質問紙調査の結果からは、児童生徒は言語・数理運用科について必要感や有用感を感じ、肯定的に捉えており、授業として成立し定着していると考えられる。

中学校において、「言語・数理運用科は好きですか」に対する肯定的な回答は 52%であり、言語・数理運用科の教材等の見直しや授業改善を更に進める必要がある。

(参考)言語・数理運用科学力調査における観点ごとの平均通過率(平成 24 年度実施)(%)

区分	情報の取り出し	思考・判断	表現
小学校	89.7	87.7	89.5
中学校	70.1	74.5	77.5

3 小学校の「英語科」の実施

小学校英語科の質問紙調査等の結果からは、児童の 86%は、英語科の学習が好きと感じており、高い必要感、有用感をもって学習している。

小学校英語科の指導が、英語を使って授業を進める割合が高いのに対して、中学校英語科の指導において、「授業を英語で行っている」に対する肯定的な回答は 62%であり、指導方法の連携に課題がある。

4 学力向上推進評価委員会の開催

今後は、学力向上推進評価委員会の提言に基づき、児童生徒の学力向上に向け、実施可能な取組から順次進めていく必要がある。

第 4 課題への対応

1 小・中学校の連携・接続の改善

- (1) 9年間を見通した教科等の指導に関する系統的な取組を一層推進するため、小・中連携教育研究会に指導主事を派遣し、指導・助言を行う。
 - (2) 小学4年生までに習得すべき学習内容を、児童一人一人に確実に身に付けさせる取組を一層強化するため、効果的な指導方法や学習支援策について検討する。また、学習に向かう構えとして大切な学習規律を小中学校で共通して設定するなど、更に内容の充実した小・中学校の連携した取組を進めていくため、小・中連携教育研究会のあり方について検討する。
- 2 「言語・数理運用科」の実施
- (1) 各学校において更に言語・数理運用科の授業の充実を図るとともに、各教科における授業改善の取組を一層推進するため、「言語・数理運用科」の研修を継続実施する。また、各教科等において思考力・判断力・表現力の育成に向けた指導の改善などに先進的に取り組む授業改善推進校を指定して実践研究を行い、その成果を公開研究会等を通して全小・中学校に普及する。
 - (2) 「言語・数理運用科」についての関心・意欲を高めるため、地域、児童生徒の実態等に応じた学習指導計画、副読本等の改訂に向けた検討を行うための組織の設置準備を進める。
- 3 小学校の「英語科」の実施
- (1) 「英語科」の授業の一層の充実を図るため、引き続き教員を対象とした研修会や校内研修会等を通して、「英語科」の学習方法や教師の役割等について、指導・助言を行う。
 - (2) 小学校英語科と中学校英語科の指導方法の連携上の課題に対応するため、小中学校教員による合同研修など、教科の接続を図るための具体的な方策について検討する。

(イ) 広島市ハイスクールビジョンについて

第1 事務の目的・概要

市立高等学校改革の基本方針である「広島市ハイスクールビジョン」（平成 22 年 3 月策定）の行動計画として策定された「ハイスクールビジョン推進プログラム」に則り、学科ごとの将来構想、市立高等学校共通の取組等について検討し、魅力ある高校づくりの一層の充実を図る。

第2 平成 24 年度における管理・執行状況

1 市立高等学校共通の取組

学校関係者と教育委員会事務局職員で構成する「ハイスクールビジョン推進委員会」を設置し、市立高等学校が共通に取り組むべき内容として、各学校における探究的な学習の充実について検討した。（年間 3 回開催）また、全市立高等学校を対象とした授業研究会を実施するとともに、同研究会に指導主事を派遣し、高等学校教員の授業力の向上に向けた支援を行った。

2 沼田高等学校体育コースの充実

沼田高等学校体育コースの活性化に向けて、平成 24 年度に、指導者の資質能力向上を目的とした外部人材の導入について検討するとともに、自宅からの通学が難しい優秀な生徒の入学環境を整えるため、寮建設に係る基本構想を策定し実施設計を行った。

3 中等教育学校への移行

安佐北中・高等学校の中等教育学校への移行については、これまでの特色ある取組の成果と課題を踏まえ、中等教育学校移行に向けた方針を定めるとともに「広島市立学校条例」を改正し、広島市立広島中等教育学校の設置を決定した。

第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 市立高等学校共通の取組

探究的な学習の取組については、平成 24 年度に課題研究発表会を公開した学校が 4 校（平成 23 年度 1 校）に増えるとともに、実施校における課題研究の発表方法等の工夫がみられた。今後引き続き、探究的な学習の取組の充実を図るとともに、その成果を学校の魅力として発信する必要がある。

市立高等学校授業研究会については、各教員が授業実践を基に研究協議を行うことにより、実践的指導力の向上を図ることができた。事後アンケートの結果、研究協議内容について、90%の教員が適切または概ね適切と回答した。

2 沼田高等学校体育コースの充実

沼田高等学校体育コースのより一層の充実を図るため、外部指導者を招聘した講習会を開催するなど、指導者の資質向上が求められる。また、寮については、体育コースの生徒が安心して寮生活を送ることができるよう、舎監や寄宿舎職員の配置について検討する必要がある。

3 中等教育学校への移行

安佐北中・高等学校については、中等教育学校への移行に向けて、中高一貫教育の特色を生かした教育課程編成や特色ある取組の検討など、中等教育学校としての魅力づくりが求められる。

第4 課題への対応

1 市立高等学校共通の取組

ハイスクールビジョン推進委員会において、推進プログラムに則り、継続して各学校における探究的な学習の充実を図るとともに、ホームページ等でその成果を学校の魅力として発信することを検討する。また、市立高等学校において授業研究会を引き続き実施し、教員の指導力の向上を図ることができるよう、指導・支援を行う。

2 沼田高等学校体育コースの充実

沼田高等学校普通科体育コースについて、より一層の活性化を図るために、今後、教員の資質向上に向けた研修会等を行うとともに、平成 26 年度からの寮の運営に向けて舎監等の配置を行う。

3 中等教育学校への移行

安佐北中・高等学校については、平成 26 年度に移行する広島中等教育学校の一層の魅力づくりに向け、先進校視察や教育課程の実践研究について調査研究を行うとともに、教育環境の整備を行う。

オ 生徒指導に関すること

(ア) いじめ・不登校等対策の推進について

第1 事務の目的・概要

いじめや暴力行為などの問題行動及び不登校の問題の解決に向け、スクールカウンセラー活用事業、スクールソーシャルワーカー活用事業等の事業を実施している。

第2 平成24度における管理・執行状況

1 いじめの問題の解決に向けた取組

全ての市立小・中学校において、児童生徒の良質な人間関係づくりを促進する「子どもの人間関係づくり推進プログラム」及び課題の予兆を示す子どもへの早期支援を図る「いじめ・不登校等への早期支援プログラム」を実施した。

また、指導主事等が全ての市立学校を訪問し、各学校の取組状況を確認のうえ、各学校の取組について指導・助言を行った。

2 暴力行為の減少に向けた取組

各中学校区に、小・中学校の教職員、PTA、地域代表者等からなるふれあい活動推進協議会を設置し、暴力行為等の未然防止に向けて地域ぐるみであいさつ運動や清掃活動、花づくり等の体験活動を実施した。

また、警察OBなどのスクールサポート指導員（16名）を学校に派遣し、問題行動を起こす児童生徒及びその保護者への支援や関係機関との連携を行った。

3 不登校児童生徒への支援

全ての市立小・中学校に「ふれあいひろば」を開設し、ふれあいひろば推進員と連携した相談活動や学習支援など、不登校・不登校傾向の児童生徒の教室復帰に向けた支援を実施した。

また、教育相談体制を構築するため全ての市立中・高等学校及び特別支援学校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒、保護者等へのカウンセリング、教職員への助言等を実施（中学校に配置したスクールカウンセラーは、校区内の全小学校への相談等を実施）した。

さらに、スクールソーシャルワーカー5名を教育委員会事務局に配置し、関係機関とのネットワークを構築することを通して、不登校、児童虐待等の様々な問題を抱えている児童生徒の保護者への相談活動、ヘルパー派遣やメンター制度の活用などといった家庭環境等の改善に向けての働きかけを行った。

第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 いじめの問題の解決に向けた取組

いじめの認知件数は、前年度と比較して増加した。これは、児童生徒や保護者の学校への相談件数が増えたことに加え、いじめについて各学校が、より一層、児童生徒の言動や内面などをきめ細やかに把握したり、いじめに係るアンケート調査を実施する際に、児童生徒が答えやすくなるような質問項目を工夫したりするなどの取組を行ったことによると考えられる。

いじめの問題の解決に向けては、「いじめの未然防止」、「認知したいじめへの適切な対応」、「教職員の資質向上」などについて、取組の強化を図ることが必要である。

2 暴力行為の減少に向けた取組

暴力行為の発生件数は、スクールサポート指導員による学校への支援の強化等により、前年度と比較して減少傾向にあるが、暴力行為といじめとは密接に関連する内容であり、今後、暴力を生み出さない学校風土の醸成、潜在的な暴力行為の発見へ向けてきめ細やかな取組が必要である。

3 不登校児童生徒への支援

不登校児童生徒の人数は、ふれあいひろば推進員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる学校への支援の強化等により、前年度と比較して減少傾向にあるが、本市の不登校児童生徒数は1,000人を超えており、依然として憂慮すべき状況である。

今後、スクールカウンセラーから教員が専門的な助言を受けながら対応方針を決定するコンサルテーション会議やチーム支援の充実など、生徒指導体制を強化するとともに、不登校児童生徒の理解と支援に関する教職員の資質向上及び専門家と連携したきめ細やかな指導を推進する必要がある。

第4 課題への対応

1 いじめの問題の解決に向けた取組

「いじめの未然防止」と「認知したいじめへの適切な対応」を二つの柱として、新たな「いじめに関する総合対策」を実施するとともに、この度制定された「いじめ防止対策推進法」の趣旨を踏まえ、いじめ対策に万全を期す。

2 暴力行為の減少に向けた取組

暴力行為はいじめと関連があり、依然として憂慮すべき状況にあることから、未然防止や早期解決に向けて、学校、スクールサポート指導員、少年育成官などの関係機関の職員等で構成するサポート会議を開催するなど、学校、家庭、関係機関の連携の強化を図る。

3 不登校児童生徒への支援

不登校の兆候を示す児童生徒を早期に把握し、スクールカウンセラーと連携した支援を充実させるとともに、スクールソーシャルワーカーを各行政区の拠点校に配置し、早期支援の充実を図る。

いじめの認知件数

(件)

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
小学校	70	51	108	101	270
中学校	154	108	122	113	291
高等学校	3	1	3	3	13
合 計	227	160	233	217	574

暴力行為の発生件数

(件)

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
小学校	69	99	125	94	117
中学校	388	476	589	543	472
高等学校	11	14	9	9	8
合 計	468	589	723	646	597

不登校児童生徒の人数

(人)

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
小学校	271	271	276	287	268
中学校	879	848	846	827	705
高等学校	71	63	43	38	69
合 計	1, 221	1, 182	1, 165	1, 152	1, 042

※ 「いじめの認知件数」、「暴力行為の発生件数」、「不登校児童生徒の人数」の平成 24 年度の
数値は、速報値である。

カ 特別支援教育に関すること

(ア) 特別支援教育体制充実事業について

第1 事務の目的・概要

小・中学校等に在籍する発達障害等、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒に対して適切な指導及び必要な支援を行うため、専門家チームによる巡回相談指導等を行う。

第2 平成24年度における管理・執行状況

1 専門家チームによる巡回相談指導の実施

学校からの依頼を受け、特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒に対して、大学教授や医師等からなる専門家チームによる巡回相談指導を幼稚園、小・中・高等学校142園・校に206回実施した。

2 特別支援教育の理解・啓発の推進

園・学校の管理職対象の講演会及びこども未来局との共催による保護者・市民対象の講演会を各1回実施した。

3 特別支援教育コーディネーターの資質の向上

校内の特別支援教育の推進役を担っている特別支援教育コーディネーターの資質の向上を図るため、新任者を対象とした研修会を5回、経験者を対象とした研修会を3回実施するとともに、中核的なコーディネーターの養成に係る研修会を2回実施した。

第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 専門家チームによる巡回相談指導の実施

申請のあった全ての学校に対して巡回相談指導を行うことを目標として取り組み、目標を達成した。さらに、希望する園・学校に対して複数回の巡回相談指導を実施したことにより、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた、きめ細かな指導が行われるようになってきた。今後は、早期発見・早期対応を図るための幼稚園における巡回相談指導を充実させる必要がある。また、特別支援学級に在籍している発達障害等の児童生徒への適切な指導を行うため、特別支援学級における巡回相談指導を充実させる必要がある。

2 特別支援教育の理解・啓発の推進

学校管理職、保護者、市民への特別支援教育の理念の浸透を図るため、講演会等を開催した。「発達障害のある方の就労に向けて」をテーマとした講演会については、講演会実施後のアンケート調査において、参加者から「発達障害のある子どもや大人への対応について、理解が深まった」等の高い評価を得ており、今後も継続して実施する必要がある。

3 特別支援教育コーディネーターの資質の向上

特別支援教育コーディネーター全員を対象に研修会を実施したことにより、特別支援教育の推進に係る基本的な事項について理解を深めることができた。

また、中核的なコーディネーターの養成に係る研修会においては、特別支援教育の推進について校内の中心的な役割を果たす特別支援教育コーディネーターに対し、医師・学識経験者等による演習など専門的な研修を行い、リーダーとして必要な知識、理解を深めることができた。

今後は、特別支援教育について実践的な研修内容を一層充実する必要がある。

第4 課題への対応

- 1 専門家チームによる多様な形態による巡回相談指導の実施
 - ・ 幼稚園における継続的な巡回相談指導の実施
 - ・ 特別支援学級における巡回相談指導の実施
 - ・ 特別支援教育の視点による生徒指導の推進に係る巡回相談指導の実施
- 2 特別支援教育の理解・啓発の推進
 - ・ 引き続き、理解啓発の推進に向け、管理職を始めとする教職員向けの研修会、保護者・一般市民を対象とした講演会を実施する。
- 3 特別支援教育コーディネーターの資質の向上
 - ・ 研修内容を工夫するなど、より実践的指導力を高めるための研修会を継続して実施する。

(イ) 特別支援教育アシスタント事業について

第1 事務の目的・概要

小・中・高等学校の通常の学級に在籍する肢体不自由及び発達障害等を有し、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の学校生活における支援及び介助を行うため、特別支援教育アシスタントを配置する。

第2 平成24年度における管理・執行状況

小・中・高等学校の通常の学級に在籍する肢体不自由や発達障害等のある児童生徒に対し、特別支援教育アシスタントを194校に326人配置した。

第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

特別支援教育アシスタントを配置することにより、児童生徒の学校生活における安全確保や授業時間におけるきめ細かな支援ができるようになった。

今後も特別な教育的支援が必要な児童生徒数が年々増加していることを踏まえ、より一層、特別支援教育アシスタントの適切な配置に努めていく必要がある。

第4 課題への対応

今後も学校からの報告や指導主事による学校訪問等により、幼児児童生徒の実態把握を行い、必要な特別支援教育アシスタントを適切に配置するとともに、その活用について学校に対する指導・支援を行う。

(参考) 特別な教育的支援を必要とする児童生徒数及び特別支援教育アシスタント数(人)

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
特別な教育的支援を必要とする児童生徒数	1,563	1,850	2,034	2,607	3,065
特別支援教育アシスタント数	249	274	292	311	326

※ 平成22年度より高等学校へ特別支援教育アシスタントを配置。

(ウ) 障害のある子どもの就学・教育相談について

第1 事務の目的・概要

教育上特別な配慮を必要とする子どもの障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学・医学・心理学等専門の見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定するとともに、その後の一貫した支援を行うため、就学・教育相談を行う。

第2 平成24年度における管理・執行状況

担当指導主事と特別支援教育相談員が、電話、面談及び訪問による相談を実施するとともに、就学後も必要に応じて継続的な相談を受けている。

第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

相談件数が年々増加し、中でも、高機能自閉症、アスペルガー症候群等、発達障害に係る相談が増えている。また、就学先を決定するための相談だけでなく、就学後の適切な支援を受けるための相談が増えてきている。

きめ細かな相談により、おおむね円滑な就学及び学校への対応が図られている。

第4 課題への対応

子どもの支援に係る情報が受け継がれ、保護者と学校との共通理解が図られるようにするため、就学・教育相談の情報を学校に対して、きめ細かく提供する。

(参考) 障害別の相談件数

(件)

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
視覚障害	15	18	10	19	12
聴覚障害	75	43	112	48	37
知的障害	687	674	503	352	614
肢体不自由	121	112	96	116	157
病弱虚弱	30	6	47	27	26
言語障害	241	213	248	258	245
自閉症	595	447	397	355	441
高機能自閉症、 アスペルガー症候群	1,070	1,379	1,448	1,678	1,740
学習障害	23	14	13	16	17
注意欠陥多動性障害	169	190	151	138	227
情緒障害	40	49	25	32	35
その他	146	127	352	494	30
計	3,212	3,272	3,402	3,533	3,581

(工) 特別支援学校高等部充実事業について

第1 事務の目的・概要

卒業後の社会的な自立に資するため、職場見学や職場実習など高等部生徒の職業教育及び進路選択の指導を充実させる。

第2 平成24年度における管理・執行状況

生徒が卒業後の就労や生活について考えられるよう、農園や公共施設での校外学習を行うとともに、一般企業や福祉作業所等を訪問し、職場見学や職場実習を行った。

また、職場に即応した技術を身に付けるために、企業等が求めている作業内容についての専門知識を有する講師を招へいし、生徒に対する指導を行った。

さらに、卒業生の職場定着に向けて、卒業生や関係機関との連携を図る就労追指導を行った。

第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

職場実習の後に実施した生徒への聞き取りからは、実習での経験が大きな自信になったことや自らの課題を見つけることができた等の感想があり、校外学習や職場見学及び職場実習を通して、生徒の経験の幅や適性及び可能性を広げることができた。

また、平成24年度に普通科職業コースを開設し、クリーニングや製パン、製菓等の専門的知識を有する様々な分野の講師を招へいし、社会的自立に向けた学習活動の充実を図ることができた。ジョブサポートティーチャーを配置したことにより、職場実習の受け入れ企業や就職先企業の開拓も行うことができた。

さらに、企業や関係機関と連携したことにより、卒業生の職場への定着を図ることができ、平成21年度以降に就労した生徒の9割以上が、就労を継続している等の実績がある。

今後とも、より一層社会的自立に向けた学習活動の充実を図るとともに、企業や関係機関との連携をさらに強化していく必要がある。

第4 課題への対応

生徒の将来の自立と社会参加に向けて、校外学習や職場見学、職場実習、就労追指導を継続するとともに、社会人講師を中心にネットワークを広げ、様々な分野の講師を招へいできるよう学校に指導、助言を行う。

キ 学校評価の充実について

第1 事務の目的・概要

本市では「教育の質の向上」、「経営責任の明確化」、「『まちぐるみ』による教育の推進・充実」を目的として、教職員による自己評価、保護者・地域等による学校関係者評価、専門家による第三者評価（以下「専門家評価」という。）を導入している。

第2 平成24年度における管理・執行状況

1 自己評価・学校関係者評価への支援

目標の重点化や具体的な方策（取組）を進めるための実績数値や好事例を示すとともに、学校からの求めや必要に応じて指導・助言を行った。

2 学校評価教員研修の実施

学校評価の基礎的遂行能力を高め、自校の学校評価を充実させるとともに、今後の実践において学校評価の普及と定着に指導的な役割を果たすことができる人材を育成するため、6月と夏季休業中に合わせて4日間、教員研修を実施した。

3 専門家評価の実施及び実施校への支援

- (1) 評価委員会は、小学校1校、中学校2校を対象とし、各学校の学校経営や教育活動の改善に向けた取組とそれに対する教育委員会の支援について評価し、学校及び教育委員会に対して意見・提言を行った。
- (2) 教育委員会は、評価報告の意見・提言を組織全体で共有化し、その意見・提言に基づき、財政的・人的支援も含めて検討し、評価対象校への支援（評価実施後の3年間）を実施した。

第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 自己評価・学校関係者評価への支援

- (1) 全市立学校において、自己評価及び学校関係者評価を実施し、評価報告書を作成することができた。
- (2) 提出された学校経営計画を見ると、目標の重点化を図っている学校が94%に達しており、多くの学校で目標の重点化が図られるようになってきた。今後、更なる改善に向け、目標をより具体的にすることや取組目標（アウトプット）を成果目標（アウトカム）に修正していくなど、より実効性のある学校評価となるよう、引き続き指導・助言が必要である。

2 学校評価教員研修の実施

- (1) 研修を受講した全ての教員に確認したところ、研修後、自校の学校評価推進上の課題を分析し、その課題解決のために取り組んでおり、学校評価に対する意識が向上している。
- (2) 6月に実施する事前学習について、受講者の意欲を高め、課題意識をもって講座に参加することができるよう、内容を検討する必要がある。

3 専門家評価の実施及び実施校への支援

専門家評価実施校の選定に時間を要したため、計画が遅れ、評価報告書の作成が年度末となり、次年度の学校支援に十分反映することができなかった。

第4 課題への対応

1 自己評価・学校関係者評価への支援

- (1) 学校評価（重点目標・評価指標と評価結果）の好事例（参考になる事例）について、引き続き、広く発信し、実効性の高い学校評価を推進する。
- (2) 指導主事の指導・助言によって学校経営や教育活動の改善が促進されるよう、引き続き指導主事を対象とした学校評価研修を実施し、専門性を高める。

2 学校評価教員研修の実施

6月の事前学習の講座について、学校評価に係る基本的事項の理解や学校評価推進担当者としての役割意識の向上を図ることができるよう、受講者が、講座の内容と照らし合わせ自校の学校評価を振り返る時間を設けるなど、研修内容を工夫する。

3 専門家評価の実施及び実施校への支援

専門家評価実施校を早期に選定するなど、計画的に進め、次年度に財政的・人的支援が行えるよう、必要に応じ中間報告を実施する。

ク 教科書採択に関すること

(ア) 教科書採択について

第1 事務の目的・概要

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 38 年法律第 182 号）等の定めるところにより、本市学校教育の実情に即し、教科の主たる教材として使用する教科用図書の採択を行う。

また、各学校において補助教材が適切に取り扱われるよう、補助教材の承認申請や届出の受理等に係る事務を適正に行う。

第2 平成 24 年度における管理・執行状況

1 教科書採択事務

(1) 教科用図書採択地区の変更に係る要望書の提出

本市ではこれまで、3 採択地区で教科用図書の採択を実施してきた。しかしながら、平成 22 年度から全小・中学校で実施しているひろしま型カリキュラムによる教育と研究体制のより一層の充実を図る必要があることや、教科用図書採択に係る業務の効率化を図る必要性があること等の理由により、平成 25 年 2 月 12 日に、広島県教育委員会に現行の 3 採択地区を統合し、1 採択地区へ変更する旨の要望書を提出した。

(2) 「広島市教科用図書採択審議会」の設置

広島市附属機関設置条例の一部改正に伴い、「広島市教育委員会教科書選定委員会」を広島市附属機関として設置し、名称を「広島市教科用図書採択審議会」と改めた。

(3) 「広島市教育委員会教科書選定委員会規則」の全部改正

上記(1)及び(2)を踏まえ、「広島市教育委員会教科書選定委員会規則」の全部を改め、「広島市教科用図書採択審議会規則」に改正した。

2 教材の取扱いに関する事務

広島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則第 32 条及び第 33 条に基づき、教材使用承認申請及び教材使用届出に係る事務を行った。

第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 教科書採択事務

教科書採択地区を、これまでの 3 採択地区から 1 採択地区に変更することができた。
今後、関係する教科用図書採択の手続き等について見直す必要がある。

2 教材の取扱いに関する事務

各学校において適切に選定及び使用がされた。

第4 課題への対応

「広島市教育委員会教科書選定委員会規則」の全部改正を踏まえ、「教科用図書の採択の基本方針」や「採択の手順」等について、整理・変更を行う。

(イ) 小・中学校特別支援学級及び特別支援学校の教科用図書の選定に関する事務について

第1 事務の目的・概要

障害のある児童生徒の実態に応じた教科用図書を採択するため、小・中学校特別支援学級及び特別支援学校の教科用図書の選定等に係る学校への指導及び事務作業、各種研修会を行う。

第2 平成24年度における管理・執行状況

教科書センターにおいて6月15日から6月29日まで教科書展示会を実施するとともに、小・中学校の管理職研修会や特別支援学級担任等を対象とした教育課程研究協議会において教育課程や教科用図書の選定等について研修会を実施した。

第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

研修会及び教科書展示会における指導の成果として、多くの学校が児童生徒の実態に応じた教科用図書の選定を行うようになっているが、今後とも研修内容の工夫改善を行い、充実させていくことが必要である。

第4 課題への対応

児童生徒の実態に応じた適切な教科用図書の選定が円滑に行われるよう、学校指導及び事務作業の実施を継続していく。

各学校において、児童生徒の実態に応じた適切な教育課程を編成及び教科用図書の選定を行えるよう、引き続き様々な機会を捉えて管理職及び特別支援学級担任に指導を行い、担任の専門性の向上を図る。

第1 事務の目的・概要

学校と家庭・地域の連携・協力による「まちぐるみの教育」を充実・強化し、子どもの健やかな成長を図ることを目的に、中学校1校をモデル校に指定し、その中学校の学校協力者会議に事業を委託・実施する。

第2 平成24年度における管理・執行状況

1 事業の運営・推進体制

学校協力者会議に設置している「評価部会」と「提言部会」のうち、モデル校では、「提言部会」に代わり「学校支援・地域貢献部会」を設置し、家庭・地域による教育支援活動及び学校による地域貢献活動を推進するとともに、これらの活動を円滑に実施するための調整役として、コーディネーター1名を配置した。

2 家庭・地域による教育支援活動

(1) 放課後等における学習支援

ア 実施回数 「放課後学習会」… 年4回の定期試験前（延べ33日間）

「夏休み学習会」… 前期3日 後期3日

イ 学習支援者 11人（PTA3人、非常勤講師3人、塾講師等3人、大学院生2人）

ウ 参加生徒数 226人（普通学級の在籍者数：538人）

※延べ参加人数 1,200人

3 学校による地域貢献活動

(1) 地域清掃活動（クリーン・マイ・タウン 二葉）

ア 日 時 平成24年10月9日（火） 5・6校時

イ 事前取組 小中学校合同体験活動として、地域実行委員会で計画

ウ 参加者数 1,432人

（内訳）	・ 地域住民	189人
	・ 二葉中学校区保護者	75人
	・ 二葉中学校区児童・生徒	1,114人
	・ 教職員	54人

(2) 花と緑の広島づくりに係る活動

ア 期 間 平成24年10月以降、通年で活動

イ 事前取組 東区役所とコーディネーターによる打ち合わせ

ウ 活動内容 ・ 地域の方々との協働によるプランター及び歴史の散歩道への花苗の
植え付けや維持管理
・ プランターで育てた花の東区役所や広島駅新幹線口広場等への設置

第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 事業の運営・推進体制

(1) 企画・調整力に優れたコーディネーターとコーディネーターを補佐する学校協力者会議委員長が中心となり、学校と連携を図りながら、運営・推進体制が構築された。

- (2) 学習支援者に対し、学習支援に係る指導法や生徒理解についての研修を行うことにより、全員が目標を共有化することができ、充実した学習支援体制が構築されつつある。
- (3) 今後の事業拡大に向けては、学校関係者や地域住民と適切な連絡調整が行え、地域からの信頼や子どもたちの学力向上等への情熱があるコーディネーターと、生徒と適切に関わることができる学習支援者を確保するとともに、保護者や地域住民等が学校協力者会議を主体的に運営できる体制を構築する必要がある。

2 家庭・地域による教育支援活動

- (1) 学習会には、全校生徒の42%が参加し、延べ人数は1,200人を超えており、参加した生徒へのアンケート調査結果では、
 - ・ 学習支援者の教え方がわかりやすかった。
 - ・ 苦手な問題が解けるようになった。
 - ・ 家庭での学習時間が増えた。という感想や意見が多く寄せられている。
- (2) 子どもたちが、学習支援者に対し、学校生活での不安や悩み事を相談するなど、両者の間に信頼関係が深まってきており、授業に入りにくい生徒も学習会に参加している。生徒一人一人に寄り添った学習支援を行い、生徒が安心感を感じながら学習できている。

3 学校による地域貢献活動

- (1) 保護者や地域住民から好意的な意見が寄せられた。
 - ・ 「子どもたちが気持ちのいい挨拶や礼儀正しい言葉遣いができることがわかり嬉しかった。」
 - ・ 「子どもたちが公園をきれいにしてくれて、とても感謝している。」 など
- (2) 保護者や地域住民からほめられることが、生徒の自己有用感にもつながっている。

第4 課題への対応

1 事業の運営・推進体制

本事業の趣旨や取組状況及び効果について校長会、地域関係団体、大学等に周知し、コーディネーター及び学習支援者の確保に努め、事業の拡大を図る。また、本市の広報紙や広報番組等を活用し、本事業の成果等について市民への周知を図る。

さらに、モデル校への学校訪問指導や連絡協議会の開催などにより、運営に係る体制づくりや事務処理等について継続的な支援を行う。

1 学校教育に関する事務

(6) 保健・衛生に関すること

ア 学校保健の推進に関すること

(ア) 感染症等の予防や発生時の措置について

第1 事務の目的・概要

児童生徒の健康の保持増進を図るとともに、集団生活の中で望ましい教育環境を維持するため、学校保健安全法に基づき、感染症の予防及び発生時の適切な対応に取り組む。

第2 平成24年度における管理・執行状況

年度初めに「学校における感染症の予防・拡大防止」等に係る通知を行うとともに、「感染症の発生状況」、「インフルエンザによる学校等の臨時休業の目安」などを適宜、全園・校へ通知し、感染症等の予防・拡大防止に努めた。

各園・学校において、健康観察の充実を図り、集団感染の早期探知に努めた。また、学校医との連携を図り、感染症予防に取り組むとともに、児童生徒や保護者へ必要な指導や啓発を行った。教育委員会から市内各医師会へ、感染症等による臨時休業の情報を提供した。

第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

インフルエンザ等の集団感染については、感染症予防や発生時の対応について全園・校へ通知を行うとともに、学校医とも連携を図った結果、迅速に対応を進めることができた。

感染症の種類により、発生時の対応方法等が異なるため、適切な対応方法について学校に周知を図る必要がある。

今後とも、学校保健安全法に基づき、感染症の集団発生予防に取り組む必要がある。

第4 課題への対応

感染症予防については、全市立学校において統一的な対応を図る必要があることから、引き続き、適切な情報提供に努める。

感染症発生時に、より迅速かつ適切に対応することができるよう、感染症ごとに発生時の対応マニュアルを整備し、学校に周知する。

感染症の流行状況の把握と情報共有を迅速に行うため、平成25年11月を目途に、国立感染症研究所が運用する「学校欠席者情報収集システム」を全市立学校に導入し、医師会や保健医療課など関係機関・部局との連携のもと、感染症の更なる早期探知と早期対応に取り組む。

(参考) インフルエンザによる臨時休業措置

(園・校数、学級数)

平成22年度		平成23年度		平成24年度	
園・校数	学級数	園・校数	学級数	園・校数	学級数
107	333	110	237	134	457

(イ) 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育について

第1 事務の目的・概要

未成年者の喫煙・飲酒の防止及び薬物根絶意識の醸成を図るため、喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する指導の充実及び広報啓発活動に取り組む。

第2 平成24年度における管理・執行状況

1 未成年者の飲酒・喫煙防止の啓発

保護者啓発用パンフレットを、幼稚園、小・中・高等学校、特別支援学校の保護者に配布するとともに、児童生徒や一般の方を対象に「未成年者の禁酒・禁煙キャラクターの募集」を行った。

2 薬物乱用防止の啓発

学校に対し、薬物乱用防止教育の徹底を図るため、通知を行うとともに、啓発資料を配布した。また、「啓発ポスターの募集」などを行った。

3 薬物乱用防止教室の開催

各学校において、学校薬剤師や警察職員等の協力を得て、「薬物乱用防止教室」を実施した。

4 防煙教室の開催

12～2月にかけて、医師会の協力を得て、小学校8校（5,6年生を対象）、中学校1校で喫煙や受動喫煙が体に与える影響を学ぶ「防煙教室」を開催した。

5 教職員研修の実施

7月に、教職員を対象に、喫煙・飲酒・薬物乱用防止に係る研修会を開催し、専門家による講演や小・中・高等学校からの実践報告を行った。

第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 喫煙・飲酒・薬物乱用防止の啓発

喫煙・飲酒・薬物乱用防止についての学習や、啓発資料の配布、啓発ポスター等の募集を通じて、児童生徒の意識が醸成されつつある。

2 薬物乱用防止教室の開催

外部講師等による「薬物乱用防止教室」を全ての中・高等学校で実施することができた。また、小学校は83%の実施率となった。今後は、児童生徒の実態に応じ内容の充実を図る必要がある。

第4 課題への対応

1 喫煙・飲酒・薬物乱用防止の啓発

継続的に意識啓発を図る必要があることから、引き続き、学習内容の充実及び通知、資料提供に努めていく。

2 薬物乱用防止教室の開催

中・高等学校における「薬物乱用防止教室」の内容については、外部講師と一層の連携を図り、充実に向けて取り組んでいく。また、小学校については、今後も実施校の拡大に努める。

(参考) 薬物乱用防止教室実施状況

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
小学校 (142 校※)	101 校 (72%)	122 校 (87%)	122 校 (86%)	118 校 (83%)
中学校 (64 校)	55 校 (86%)	54 校 (84%)	64 校 (100%)	64 校 (100%)
高等学校 (9 校)	7 校 (78%)	8 校 (89%)	9 校 (100%)	8 校 (89%)

※ 小学校：平成 21 年度 140 校、22 年度 141 校、23 年度 142 校、24 年度 142 校

(ウ) AED の設置について

第1 事務の目的・概要

広島市立学校は、子どもたちはもとより、多くの市民が利用する施設であることから、不慮の事態における救命率向上を図るため、AED の設置を進める。

第2 平成 24 年度における管理・執行状況

「広島市が管理する公的施設等における AED 整備ガイドライン」において、整備優先順位の高い特別支援学校、高等学校、中学校は、平成 20 年度までに設置が完了した。

平成 21 年度以降、ガイドラインにおいて次に優先順位が高い小学校に順次設置しており、平成 24 年度においては、計 45 台の AED を新たに設置した。(35 台購入、10 台寄付)

校種	設置済校数／全校数	設置校割合
高等学校	8 校／8 校	100%
中学校	64 校／64 校	100%
特別支援学校	1 校／1 校	100%
小学校	81 校／142 校	57%
幼稚園	1 園／27 園	4%

第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

小学校児童はもとより、地域住民の突然の心停止等の緊急事態に対応できる救急体制整備に向けて、全ての小学校へ AED を設置する必要がある。

第4 課題への対応

平成 25 年度は、小学校へ 47 台設置（24 台購入、23 台寄付見込み）し、平成 26 年度で全小学校への設置を完了する。

小学校への設置に当たっては、心疾患を持つ児童の在籍状況や、学校規模、全市的なバランスを考慮しながら優先順位を決める。

企業や団体からの AED の寄付の拡大に向けて、市のホームページを活用するほか、各学校を通じた地域団体への情報提供など、周知の方法を工夫する。

(参考) AED の設置状況

区分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
小学校	7 校／140 校 (5%)	23 校／140 校 (16%)	28 校／141 校 (20%)	36 校／142 校 (25%)	81 校／142 校 (57%)
幼稚園	0 園／27 園 (0%)	1 園／27 園 (4%)	1 園／27 園 (4%)	1 園／27 園 (4%)	1 園／27 園 (4%)

イ 子どもの安全対策の推進に関すること

(ア) 学校事故の防止について

第1 事務の目的・概要

安全教育・安全管理について学校への指導を行うとともに、より一層の学校事故の減少を目指す。

第2 平成24年度における管理・執行状況

学校保健安全法に基づき、各園・学校で学校安全計画を策定し、その計画に沿って安全教育・安全管理を行った。

各園・学校に対し、安全教育・安全管理全般について徹底を図るよう、周知するとともに、梅雨期等における防災対策やプールの安全点検等、個々の対策についても必要に応じて随時周知し、注意喚起を促した。

幼児児童生徒が、救急車等で病院へ搬送された場合や登下校中に交通事故に遭った場合などは速やかに教育委員会に報告するよう指示した。

また、事故原因や事故後の対応について、各園・学校に通知を行い、事故の再発防止に向けた安全管理の徹底を図った。

第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

全ての園・学校において学校安全計画を策定するとともに、計画的に安全点検や幼児児童生徒への指導、職員研修を実施することができた。

平成23年度と比較して、年間で50件近く事故件数が増加しているが、これは、単に事故件数が増加したのではなく、教育委員会に対する報告の徹底を指導した成果であると考えている。

第4 課題への対応

安全教育・安全管理の徹底を図るため、学校に対して引き続き、きめ細やかな指導を行うとともに、職員研修等を実施する。

事故の実例について校長会や研修会で情報提供を行い、注意喚起を促すとともに、学校事故に対する教職員一人ひとりの認識を深め、緊急時に的確かつ迅速に対応できる連絡体制を整備する。

(参考) 学校安全計画の策定校数・事故報告件数

項 目	平成22年度	平成23年度	平成24年度
学校安全計画の策定校数	241校 (100%)	242校 (100%)	242校 (100%)
事 故 報 告 件 数	139件	217件	266件

(イ) 通学時の事件・事故の防止について

第1 事務の目的・概要

本市では、平成17年11月22日に安芸区で発生した事件を受け、市長を本部長として「広島市子どもの安全対策推進本部」を設置し、以来、「子どもの見守り活動10万人構想」をキャッチフレーズに、「児童生徒の登下校の方法」、「通学路の点検・見直し」、「不審者情報の収集・提供」、「児童生徒の自己防衛意識の高揚」、「公園・遊び場における安全対策」及び「子どもを守るまちづくりの推進」の6項目を柱として、全庁を挙げて子どもの安全対策に取り組んできた。

特に、通学時等に発生する犯罪から子どもを守るためには、常に大人の目が子どもに注がれる状況を作り出していくことが重要であり、保護者・地域の方々等の協力を得ながら、子どもを地域全体で守っていく態勢づくりを推進している。

また、交通安全教育を推進し、通学時の交通事故の減少につなげる。

第2 平成24年度における管理・執行状況

1 見守り・巡回活動の推進

(1) 「子どもの見守り活動10万人構想」の推進

約9万2千人の市民等が見守り活動に参加した。

(2) 「子ども安全の日」事業の実施

毎月22日の「子ども安全の日」を中心に、学校・家庭・地域において、子どもの安全を守るための様々な取組を集中的に実施した。

(3) 巡回用バイク等の運用

各学校に配備したバイク・電動アシスト自転車等により、巡回活動を実施した。

(4) 通学路の定期的な点検の実施

保護者、児童及び教職員等により、通学路を定期的に点検した。

(5) 通学路緊急合同点検の実施

全国で相次いで発生した通学途中の事故を受けて、学校、保護者、教育委員会、道路管理者及び警察により58校の通学路158箇所について合同点検を実施し、そのうち121箇所について改善策を実施した。

2 児童生徒の自己防衛意識の高揚（安全意識啓発マップづくりその他）

(1) 「安全意識啓発マップづくり」を市立小学校で行った。

(2) 「防犯教室」を市立の全ての幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校で開催した。

(3) 「防犯教室」を充実するため、教職員を対象に、不審者等からの暴力行為を防ぐための対処方法について研修を行った。

3 登下校体制の整備

児童の安全確保をより徹底するため、新1年生児童全員を対象に防犯ブザーを支給した。

4 子どもを守るまちづくりの推進（講演会の開催その他）

(1) 保護者や地域の方々の危機管理意識の啓発を図るとともに、見守り活動の一層の活性化を目的として、11月に講演会を開催したほか、各地域での活動を広島市のホームページで紹介した。

(2) 「毎月22日は子ども安全の日」の幟旗や、見守り活動者が取り付けるカバン札等を配付した。

5 交通安全教育の充実

各学校で、実情に応じた交通安全教室を開催した。

第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

「子どもの見守り活動 10 万人構想」の推進や、全ての小学校における通学路の安全点検、また、安全意識啓発マップづくりや防犯教室の開催等による子どもの危険回避能力の向上などについては、日常生活の中の活動や学校における取組として定着してきたが、今後も子どもの安全を確保していくためには、危機管理意識を維持していくことが重要である。

また、防犯ブザーについては、1 年生児童の携帯率が約 80%であったのに対し、全児童では約 60%にとどまっている。

歩行教室や自転車教室等、関係機関の協力を得た交通安全教室の開催により、交通安全意識が醸成されてきている。今後特に、自転車利用のマナー等を徹底する必要がある。

合同点検を実施したが対策ができていない通学路 37 か所について、引き続き検討していく必要がある。

第4 課題への対応

子どもの安全についての危機管理意識を維持していくため、引き続き、「子ども安全の日」事業を実施するとともに、「しあわせのひまわり」を受け継いでいく取組^(※)を継続して行う。

また、防犯ブザーについては、平成 25 年度も引き続き新入学児童全員に配付し、携帯率を高めることで子どもの安全の一層の確保を図る。

自転車利用のマナーを徹底するため、小・中・高等学校における「自転車教室」の充実を図る。

通学路の危険箇所については、信号機の増設、歩道の新設や路側帯設置など、土地所有者、地域住民、関係機関等の調整が必要であることから、関係機関や地元関係者等の協力を得ながら対策を進めていく。

(参考) 組織的な見守り活動者数等

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
組織的な 見守り活動者数	37,600 人	35,000 人	35,300 人	34,800 人	37,200 人
日常生活に組み込まれた 見守り活動者数	49,400 人	49,400 人	51,400 人	54,800 人	54,800 人
通学路の年 1 回以上の 点検の実施率	100%	100%	100%	100%	100%
安全意識啓発マップづくり (全クラス)の実施率	67% (H20.10 月時点)	64% (H21.10 月時点)	98% (H23.3 月時点)	100% (H24.3 月時点)	99% (H25.3 月時点)
全児童の防犯ブザーの 携帯率	46%	45%	49%	52%	57%

※ 「しあわせのひまわり」を受け継いでいく取組

平成 17 年 11 月 22 日の下校中に殺害された木下あいりさんが育てていたヒマワリの種を受け継ぎ、「しあわせのひまわり」と名付け、育てていくことを通じて、事件の風化を防ぐとともに、命の大切さや安全に安心して暮らせる社会を築きたいとの願いを伝えていく取組

(ウ) 災害時の安全確保について

第1 事務の目的・概要

防災教育・防災管理について学校への指導を行うことで、災害時の被害の減少を図る。

第2 平成24年度における管理・執行状況

「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議最終報告」（平成24年7月）を各学校に提示し、各学校における危機管理マニュアルを見直した。

他の政令市から情報収集を行い、震度5弱以上の地震が発生した場合の市立学校での休校や児童生徒の引渡し等の対応について統一したマニュアルを作成し、昨年12月に全市立学校に通知した。

第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

広島市においても、東日本大震災に見られるような大規模災害が想定されることから、児童生徒自身が自分の身の安全を確保するため、判断力及び行動力を確実に身につけさせる必要がある。

見直しを行った各学校の防災マニュアルを、より実効性のある内容とする必要がある。

第4 課題への対応

各学校で、教育委員会が作成した学校防災マニュアルに基づき、各教科や特別活動等の授業の中に防災に関する学習内容を取り入れたり、災害時を想定した実践的な避難訓練を計画的に行ったりするなど防災教育の充実を図るとともに、職員研修等を通じて防災管理を徹底し、災害時における被害の減少につなげる。

見直しを行った各学校の防災マニュアルに基づき、様々な状況における、より具体的な場面を想定した避難訓練を行うなかで課題等を検証し、マニュアルの見直しを検討する。

（参考）危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の策定校数

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
240校 (100%)	240校 (100%)	241校 (100%)	242校 (100%)	242校 (100%)

ウ 安全でおいしい給食の推進について

第1 事務の目的・概要

文部科学省の「学校給食衛生管理基準」への対応や、食物アレルギーへの対応など、学校給食の課題への対応指針を検討するために設置した「安全でおいしい給食推進検討委員会」の提言（平成19年3月）を踏まえ、学校給食の充実策を計画的に推進する。

第2 平成24年度における管理・執行状況

1 食物アレルギー対応の充実

平成24年5月から五日市北地区学校給食センターで、また平成24年10月から五日市中央地区学校給食センターで食物アレルギー対応（調理除去）を実施する体制を整備したことで、全ての自校調理場（120施設）及び学校給食センター（6施設）で、乳・卵・エビ・カニの4品目を除去する「1料理1除去食」^(※)による食物アレルギー対応の体制を整えた。

2 衛生管理の強化（ドライ運用の推進）

ドライ運用（雑菌等の発生を抑制するため、作業などの工夫により床を乾燥させた状態で調理を行う方法）の推進に必要な備品等を、調理室、下処理室、洗浄室等に順次整備するとともに、調理器具の適切な活用方法や作業動線の工夫などについての研修会を実施した。

3 給食用食器の改善

- (1) 給食用食器は、従来からステンレス製であり、汁物を入れると熱くて素手で持ちにくい、見た目が悪いなどの課題があったため、平成24年度から特に薄手の食器を使用している五日市地区の学校給食センターから順次、合成樹脂製に変更している。
- (2) 中学校のデリバリー給食のランチボックスは、蓋を閉めると残食の確認ができず、指導がしにくいという課題があったため、平成24年度から順次、蓋が半透明のランチボックスに変更している。

第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 食物アレルギー対応の充実

食物アレルギー対応については、自校調理場及び学校給食センターの全てで食物アレルギー対応（調理除去）を実施する体制を整備することができた。引き続き、除去食の調理等について学校栄養職員・調理員等に対する指導の充実を図る必要がある。

また、給食時の誤食等を防ぐため、適切なアレルギー対応について、教職員のより一層の理解を深める必要がある。

2 衛生管理の強化（ドライ運用の推進）

ドライ運用が効果的に行われるよう、必要な調理器具の計画的な整備に併せて、それらの器具の適切な活用方法等も引き続き十分に周知していく必要がある。

3 給食用食器の改善

五日市地区の3つの学校給食センター（受配校：小学校15校、中学校7校）のうち、五日市南地区学校給食センター（受配校：小学校3校、中学校1校）の食器を合成樹脂製食器に変更した。

また、デリバリー給食43校中7校のランチボックスを変更した。引き続き、計画的に変更していく必要がある。

第4 課題への対応

1 食物アレルギー対応の充実

今後も継続して適切な対応ができるよう、学校栄養職員・調理員等に対し、調理除去に係る研修会等を実施するとともに、教職員に対し給食時の適切なアレルギー対応について周知・徹底を図る。

2 衛生管理の強化（ドライ運用の推進）

ドライ運用をより効果的に進めるために、調理器具の整備に併せて、器具の適切な活用方法や作業動線の工夫などについて、学校栄養職員・調理員等を対象とする研修会を実施する。

3 給食用食器の改善

今後も計画的に食器及びランチボックスの変更を進める。

平成25年度には、新たに五日市中央地区学校給食センター（受配校：小学校4校、中学校2校）の食器の変更、中学校10校のランチボックスの変更を予定している。

（参考）自校調理及び学校給食センターの食物アレルギー対応（調理除去）実施数

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
自校調理 （平成22年度 122校 平成23年度～ 123校）	119施設 122校	120施設 123校	120施設 123校
学校給食センター （センター 6施設 受配校 38校）	4施設 20校	4施設 20校	6施設 38校

※「1料理1除去食」…1つの料理につき食物アレルギー対応除去食を1種類調理すること。

A君は卵のみ、B君はエビのみ、C君はカニのみにアレルギーがある場合、3つとも除いた1種類のおかずを作り、3人に提供する。

エ 食育の推進について

第1 事務の目的・概要

食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度のそう身志向など、食生活をめぐる様々な問題が生じており、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するための食育の推進が急務の課題となっている。

広島市では、現在、「食を通じて『健やかな体』と『豊かな心』を育む」ことを基本理念とする「第2次広島市食育推進計画」（計画期間：平成23～27年度）及び学校指導要領（平成21年度改訂）に基づき、「学校における食育の推進」に取り組んでいる。

第2 平成24年度における管理・執行状況

1 教職員研修等の実施

小中学校の栄養教諭・学校栄養職員を対象とした研修を1回実施したほか、食育推進担当者を対象とした研修を給食提供方式別（自校、センター、デリバリー）に各1回、教務主任を対象とした研修を1回実施した。

また、児童生徒の「望ましい食習慣の形成」に向けた指導資料、保護者啓発資料を作成し、小中学校等に情報提供した。

2 給食献立の充実

本市では、給食提供方式別に「統一献立」を実施しており、学校給食を食育の生きた教材として活用するため、毎月19日に「食育の日（わ食の日）の献立」を実施したほか、「地場産物の日」や「郷土食の日」「行事食の日」等の特色ある献立を実施した。

また、自校給食の学校では、年間数回、学校が独自に献立を作成する「独自献立」を実施し、地域の食材を使った献立、児童生徒が考えた献立などを提供している。（平成24年度：62校延べ134回）

3 地場産物の活用促進

第2次広島市食育推進計画の評価指標の一つである「学校給食における地場産物の使用割合30%以上（品目ベース）」の達成に向け、「地場産物の日」をこれまでの月2回から月4回に拡大した。

4 残食の減少に向けた取組

子どもたちの「生涯にわたっての健康づくり」、「知育・徳育・体育の基礎づくり」に向けた「食の自己管理能力」を育成するため、平成23年度から平成25年度までの3年計画で取り組んでいる。

その結果、平成24年度の平均残食率は、給食提供方式別にみると対前年度比較で、小学校は自校給食校が横ばい、センター給食校が減少、中学校は自校給食校、センター給食校ともに減少、デリバリー給食校がやや増加している。

また、校種及び給食提供方式別に、「残食率の低い学校」や「残食率の減少幅が大きい学校」の表彰と、「残食の減少に向けて優れた取組を実践した学校」の募集・表彰を行うとともに、実践事例等について、小中学校等に情報提供した。

第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

- 1 教職員研修は、各給食提供方式特有の課題に対応した研修を実施することができた。今後は、各学校の実情に合わせ、研修の内容や方法をさらに工夫し、食に関する指導の充実を図る必要

がある。

- 2 「地場産物の日」や「郷土食」等の特色ある献立を実施するなど、今後もこの取組を継続していく必要がある。
- 3 「地場産物の日」は月4回実施できたが、地場産物の活用割合は平成23年度の25.9%から22.6%に減少している。これは東日本大震災により、広島県内産の食材が県外に流出していることが要因であると分析している。
- 4 残食率については、引き続き小中学校に情報提供や支援を行っていく必要がある。

第4 課題への対応

- 1 食育に係る各校の取組が一層推進されるよう、教職員研修の充実を図るとともに、特色ある取組や実践事例等を積極的に紹介・情報提供する。
- 2 今後も献立の工夫に努め、学校給食を生きた教材として活用し、食育を推進する。
- 3 統一献立において地場産物の活用率を上げるためには、食材の確保等が必要不可欠であることから、今後も関係機関等と連携して物資の調達に努める。
また、学校の特色や地域性を生かした独自献立の取組を促進するため、献立や食材、食材の生産者等についての情報提供に努める。
- 4 残食率の減少については、引き続き教育委員会 LAN などを活用して、実践事例や先進的な取組の紹介などの情報提供を行うとともに、これまでの成果と課題を整理する。
また、残食率が高いデリバリー給食については、今年度から順次ランチボックスの蓋を半透明にするなど、残食の指導がしやすい環境を整えていく。

(参考1) 地場産物の活用割合

(%)

年 度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成27年度 (目標値)
活用割合	23.9	24.0	27.0	25.9	22.6	30.0

(参考2) 残食率

(%)

区 分	小 学 校			中 学 校			
		自校	センター		自校	センター	デリバリー
平成23年度	2.4	2.0	4.2	15.1	4.1	8.6	23.3
平成24年度	2.2	2.0	3.3	15.3	3.7	7.8	24.1

2 青少年の育成に関する事務

(1) 青少年の育成に関すること

ア 放課後等の児童の居場所づくりについて

第1 事務の目的・概要

子どもが放課後等に安全に安心して活動し、過ごせる居場所を確保することを目的に、本市では、次の取組を行ったものである。

1 児童館の整備

児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的に、小学校区ごとに児童館を整備している。なお、児童館には、遊戯室や図書室などのほか、留守家庭子ども会事業実施のための専用室を設けている。

2 放課後プレイスクール事業の実施

児童館未整備学区において、放課後の小学校施設等を活用して、地域の大人の見守りにより安全な遊び場を確保し、遊びを通じた体験活動や異年齢間の交流促進など、児童の健全育成を図ることを目的に、放課後プレイスクール事業を実施している。

3 留守家庭子ども会事業の実施

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校1年生から3年生までの児童に、適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的に、児童館を整備している学区では児童館内等で、児童館のない学区では小学校の余裕教室やプレハブ施設等を利用して、留守家庭子ども会事業を実施している。

第2 平成24年度における管理・執行状況

1 児童館の整備

平成25年5月の開館に向けて、温品児童館の新築工事を行うとともに、平成26年5月の開館に向けて、大河児童館及び伴南児童館の実施設計を行った。

2 放課後プレイスクール事業の実施

平成24年度は、15か所で実施した。

3 留守家庭子ども会事業の実施

入会希望者の増加に対応するため、小学校の余裕教室や小学校敷地内に設置したプレハブ施設を活用して4クラス増設し、163クラスで実施した。

第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 児童館の整備

温品児童館の整備着手により整備数が141小学校区中108学区（整備率76.6%）となったが、現在の3年に4館の整備ペースでは、整備完了までかなりの年数がかかること、また、留守家庭子ども会事業の見直しに伴う、老朽化したプレハブ施設等の改善、クラスの大規模化・過密化等の解消を図るためには、児童館を早期に整備する必要がある。

2 放課後プレイスクール事業の実施

放課後プレイスクール事業の実施主体である地域団体等への働きかけを行った結果、新規実施

か所数を2か所増加することができた。

3 留守家庭子ども会事業の実施

児童福祉法の改正に伴い、平成27年度（予定）から、受入対象児童が小学校6年生まで拡大されることを踏まえ、受入体制を整備し良質なサービスを提供する上で、これまで問題となっていた、老朽化した施設の改善、クラスの大規模化や過密化、多様な就労形態に対応する入会基準の見直し、保護者負担としていた空調設備の維持費の負担の見直しなどの課題の解消に早期に取り組むとともに、サービスを楽しむ保護者に応分の負担を求めることについて検討する必要がある。

第4 課題への対応

1 児童館の整備

児童館の整備スケジュールの前倒しについて検討を行う。

2 放課後プレイスクール事業の実施

引き続き、地域・学校と連携を図りながら、地域の状況に応じた事業実施についても検討し、新規実施か所の拡大を進める。

3 留守家庭子ども会事業の実施

小学校6年生までを含む留守家庭子ども会事業のニーズ調査を実施し、その結果等を踏まえ、課題の具体的な解消策とその実施時期等についての対応案を策定する。

（参考）児童館の整備館数等の推移

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
児童館の整備館数	104 館	105 館	106 館	107 館	108 館
放課後プレイスクール事業の実施小学校数	8 校	10 校	12 校	14 校	15 校
留守家庭子ども会事業の実施クラス数	147 クラス	152 クラス	156 クラス	159 クラス	163 クラス

イ 暴走族対策の推進について

第1 事務の目的・概要

暴走族を追放することで市民社会の安全と安心が確保される地域社会の実現を目指し、警察、地域団体及び保護者と連携し、暴走族への加入防止と離脱促進、暴走族少年等の自立支援等を行ったものである。

第2 平成24年度における管理・執行状況

1 暴走族加入防止対策推進事業

(1) 暴走族加入防止啓発活動

ア 青少年の健全育成や地域の安全・安心に関する行事等に参加し、暴走族加入防止推進のためのチラシ配布等の啓発活動を非行少年対策活動ボランティアを活用して8回行った。

イ 学校、地域を対象に、非行を経験した者の体験発表を軸として、少年の自立や非行からの立ち直りをテーマとする「非行少年問題学習会」を5回、延べ797人に対して行った。

ウ 少年の非行問題に見識の高い講師を招いて、非行問題を様々な角度から考えていく「少年非行対策セミナー」を1回、181人に対して行った。

(2) 居場所づくり支援

暴走族少年等の立ち直りを図るため、ソフトボール等の活動団体に対し、活動費を助成し、居場所づくり活動を支援した。

(3) 就労・就学サポート

暴走族少年等とハローワークに同行する等就労への支援を行うとともに、学習・就学に関する助言や指導を行った。

2 非行少年対策関係機関連携事業

学校、警察、施設、関係機関と非行少年対策関係機関連絡会議を15回開催することにより、実態を把握するとともに各機関の役割について確認し、緊密に連携を図った。

3 まちぐるみ暴走族対策推進事業

行政、家庭、学校、地域等が連携し、声かけ活動や青少年健全育成関係者研修会等、各区の実情に応じた暴走族対策を推進した。

4 暴走族加入防止・離脱相談センター運営

電話、面接等による346件の相談に対し、暴走族等への加入防止や離脱に向けての助言を行うとともに、非行からの立ち直りに向けた支援を行った。

5 い集・集会対策

毎週末及び各地区の祭礼時等において、い集している少年への声かけ活動を行った。

第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

街頭パトロール、声かけ活動及び県警による取締り強化等、関係機関が連携した官民一体となった総合的な取組により、広島市域を活動拠点とする暴走族は、平成11年の27グループ272人をピークに激減し、平成23年末にはゼロになった。しかし、平成24年末には新たな暴走族1グループ5人が結成されており、暴走族に発展するおそれがある非行少年グループとともに予断を許さない状況があるため、県警と連携し、対応する必要がある。

第4 課題への対応

新たな暴走族1グループについては、警察、学校、地域の関係機関などと連携し、解散に向けた対応を強化する必要がある。

また、悪質化が進み動向把握が困難になっている非行少年グループ等に的確に対応していくためには、非行少年グループ等の活動が目に触れる地域、家庭、学校からできるだけ幅広く地域情報を入手し、早期発見、早期指導等が実施できる取組が必要である。

このため、平成25年度からは、各地区の青少年指導員と協力し、い集状況等の地域情報の収集に努めるとともに、共同して街頭補導活動等を実施しているところである。

(参考) 暴走族のグループ数・構成員数(広島市域における数値)

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
暴走族のグループ数	5グループ	5グループ	3グループ	0グループ	1グループ
暴走族構成員数	43人	19人	14人	0人	5人

ウ 電子メディアと子どもたちとの健全な関係づくりの推進について

第1 事務の目的・概要

青少年と電子メディアとの健全な関係づくりに関する条例に基づき、電子メディアと子どもたちの健全な関係づくりを推進することを目的に、次の基本方針に沿って事業を実施したものである。

- 1 電子メディアに過度に依存する青少年を電子メディアから引き離すこと。
- 2 青少年に電子メディアを通じて有害情報の閲覧又は視聴させないようにすること。
- 3 青少年に電子メディアを適正に利用するために必要な知識及び能力を習得させるようにすること。

第2 平成24年度における管理・執行状況

1 ノー電子メディアデー推進事業の実施

家庭において電子メディアとの関わり方について考える契機とするため、保育園、幼稚園、小学校及び中学校と連携して「ノー電子メディアデー推進事業」を実施し、18,034人の参加を得た。

2 フィルタリングのあり方に関する検討

青少年をとりまく電子メディア環境が急激に変化していることから、青少年の健全な成長に寄与することができるフィルタリングのあり方について、平成22年12月28日に広島市青少年と電子メディアに関する審議会に諮問し、平成25年3月29に同審議会から答申を得た。

3 電子メディア・インストラクターの養成及び電子メディアに関する講習会の開催

(1) 電子メディア・インストラクターの養成

地域で青少年と電子メディアに関する啓発活動を行うための電子メディア・インストラクター養成講座を開催し、34人の参加を得た。

(2) 電子メディアに関する講習会の開催

青少年が電子メディアを利用する場合の問題点や適切な使い方等を内容とする講習会を保護者、地域住民及び児童・生徒を対象に開催し、5,885人の参加を得た。

4 保護者、事業者及び児童・生徒等への啓発

電子メディアに関する講習会や各区で開催された青少年健全育成に関する各種イベントで、保護者、事業者及び児童・生徒、地域住民へ青少年と電子メディアに関するチラシ等を配布するとともに、電子メディア・インストラクターや職員が出向いて呼びかけるなどの啓発活動を行った。

第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 ノー電子メディアデー推進事業の実施

平成24年度の参加者は18,034人で、平成23年度と比較すると2,085人の減少であった。これは、事業の実施内容の固定化という課題があると考えられる。参加者に対するアンケート調査によると、81.5%が参加してよかったと回答しており、一定の効果を上げていると考えられる。

2 フィルタリングのあり方に関する検討

広島市青少年と電子メディアに関する審議会の答申において、青少年を取り巻くインターネット環境の現状を踏まえると、保護者の役割の重要性についての認識が十分ではない、フィルタリングが青少年の発達段階に十分に対応していない等の課題が提起された。

3 電子メディア・インストラクターの養成及び電子メディアに関する講習会の開催

(1) 電子メディア・インストラクターの養成

平成 24 年度の養成講座受講者数は 34 人で、平成 23 年度と比較すると 20 人増加した。インストラクターに認定した者の数は少しずつ増加しているものの、講習会の講師として実際に活動できる者はまだ少ない。

(2) 電子メディアに関する講習会の開催

この講習会は、主催者からの要請を受けて電子メディア・インストラクターを派遣するものであり、派遣要請には全て応えることができたものの、平成 24 年度の参加者は 5,885 人で、平成 23 年度と比較すると 3,207 人の減少であった。

これは、平成 23 年度が対象を拡大して児童生徒向けの講習会（小学 4 年生以上）を開始した初年度だったということから、開催要望が多く寄せられたことによるものである。引き続き参加者の増加に努める必要がある。

4 保護者、事業者及び児童・生徒等への啓発

保護者、事業者及び児童・生徒等へ青少年と電子メディアに関するチラシ等を配布するとともに、電子メディア・インストラクターや職員が出向いて呼びかけを行うことにより知識及び能力の習得を図った。青少年をとりまく電子メディア環境は変化しており、引き続き啓発に努める必要がある。

第 4 課題への対応

1 ノー電子メディアデー推進事業の実施

事業の実施内容の固定化という課題に対応するため、実施内容を再検討し、参加の呼びかけ方法の改善を行う。

2 フィルタリングのあり方に関する検討

青少年と電子メディアとの健全な関係づくりに関する条例に基づいて制定している「青少年の健全な成長に寄与することができるフィルタリング機能に係る基準」を改正し、平成 25 年 8 月 1 日から施行するとともに、保護者に対し、青少年のインターネット利用の現状及び保護者の役割の重要性について啓発を効果的に展開するため、青少年への携帯電話販売・安心サポート宣言店登録制度を 8 月 1 日からスタートさせる。

3 電子メディア・インストラクターの養成及び電子メディアに関する講習会の開催

インターネット利用に伴う危険性等については、保護者や児童生徒等の認識をより高める必要がある。そこで、電子メディア・インストラクターについては、講習会の講師として活躍できる人材を増やすために、研修の充実や教材の開発を図るとともに、電子メディアに関する講習会については、学校や保護者、関係団体等と連携して募集チラシを作成し効果的な配布に努め、講習会の参加者数の増加を図る。

(参考) 事業参加人数等の推移

(人)

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
ノー電子メディアデー推進事業の参加人数	19,123	20,119	18,034
電子メディアに関する講習会の参加人数	3,285	9,092	5,885
電子メディア・インストラクター養成講座受講人数	30	14	34

エ 青少年相談及び指導について

第1 事務の目的・概要

青少年の健全な育成を推進することを目的に、青少年に係る問題の解決支援のための相談及び問題行動の早期発見・指導等を行ったものである。

第2 平成24年度における管理・執行状況

1 青少年相談

青少年教育相談員、臨床心理士及び精神科医が、友達関係・不登校等の問題の解決を支援するため、年間約3,300件の面接及び電話相談を実施した。特に、いじめに関する相談については、夜間休日に専門の相談員を配置し、24時間体制で電話相談を実施した。

2 青少年指導

青少年指導員が地域において、問題行動の早期発見・指導等のため、年間約2,300人の青少年に対し街頭補導活動を行うとともに、環境浄化活動等を実施した。

第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 青少年相談

学校等関係機関と連携を図り相談を実施することによって問題解決を支援できたが、教育・福祉・医療等多面的な支援が必要なケースが増えていることから、個々の事案に応じ、さらに効果的な支援につながる相談の充実を図っていく必要がある。

2 青少年指導

青少年指導員が、青少年に対して問題行動に関する注意及び助言等の補導を行うとともに、青少年を取り巻く有害環境の低減除去に努めることで、非行の未然防止に資することができた。

第4 課題への対応

1 青少年相談

引き続き、学校やこども療育センター等関係機関との連携を密にするとともに、より効果的な支援に資するため、「広島県子ども・若者支援協議会」等を通じて、民間を含めた新たな連携先の情報収集・開拓に努める。

2 青少年指導

地域の実情に応じた効果的な活動内容とするため、青少年指導員の研修等の充実を図る。

(参考) 青少年相談の主な相談件数の推移

(件)

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
友達関係	729	868	999	756	573
不登校	1,208	953	796	620	673
子育て	311	446	259	452	462
その他	1,701	1,405	1,379	1,406	1,543
計	3,949	3,672	3,433	3,234	3,251

※「その他」とは、進路、神経症的問題、いじめ、反抗・乱暴など。

3 その他の主な事務

(1) 調査統計及び広報に関すること

ア 調査統計について

第1 事務の目的・概要

教育委員会における主な調査として、次のものがある。

1 学校基本調査

統計法（平成 19 年法律第 53 号）に定める基幹統計調査であり、学校に関する基本的事項を調査し、学校教育行政上の基礎資料を得ることを目的に、文部科学省が毎年実施している。

本市では、市立学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等）及び私立学校（幼稚園、小学校、専修学校、各種学校）を対象に、毎年 5 月 1 日時点の学校数、在学者数、教職員数、卒業後の進路状況等について調査を行っている。

2 地方教育費調査

統計法に定める一般統計調査であり、学校教育及び教育行政等のために地方公共団体から支出された経費並びに授業料等の収入の実態及び地方教育行政機関の組織等の実態を明らかにし、国・地方を通じた教育諸施策を検討・立案するための基礎資料を得ることを目的に、文部科学省が毎年実施している。

本市では、市立学校等（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等）を対象に、直近の会計年度の支出項目別・財源別教育費等について調査を行っている。

3 公立学校基本数報告

国公立学校に関する基本的事項及び国公私立学校で前年度末に中学校、高等学校及び特別支援学校を卒業した者の進路について、その状況を把握し、教育行政上の基礎資料を得ることを目的に、広島県が毎年実施している。

本市では、前記 1 の学校基本調査と併せて調査を行っている。

第2 平成 24 年度における管理・執行状況

1 学校基本調査

本市では、4 月から 5 月にかけて調査を行い、5 月に広島県を通じて文部科学省に報告した。その結果について同省が平成 24 年 8 月に速報値を、同年 12 月に確定値を公表した。

2 地方教育費調査

本市では、6 月から 8 月にかけて調査を行い、9 月に広島県を通じて文部科学省に報告した。その結果について同省が平成 25 年 12 月頃に公表する予定である。

3 公立学校基本数報告

本市では、前記 1 の学校基本調査と併せて調査を行い、5 月に広島県に報告した。その結果について同県が平成 24 年 8 月に速報値を、同年 9 月に確定値を公表した。

第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

本市では、それぞれの調査について、文部科学省又は広島県の依頼に基づき、期限内に報告を行った。

イ 広報について

第1 事務の目的・概要

教育委員会の広報に関しては、主に、次のとおり行っている。

- 1 教育委員会のホームページ（市のホームページ。http://www.city.hiroshima.lg.jp/）では、本市教育における施策、取組及び統計情報等を16項目（①お知らせ・募集、②教育行政の概要、③教育に関する計画等、④学校案内、⑤学校教育の推進、⑥特別支援教育、⑦就園・就学の援助、⑧学校経営・支援、教職員、⑨活力ある青少年の育成、⑩相談・手続、⑪広報、情報公開、⑫資料・統計、⑬教育センター、⑭リンク、⑮よくある質問と回答、⑯学校の取組）に分類して掲載した。
- 2 広報紙「教育ひろしま」は、本市教育に関する施策、教育委員会や学校の取組を紹介して、保護者の理解や協力を得ること等を目的に、年3回（6月、11月、2月）発行し、市立幼稚園、小・中・高等学校、特別支援学校の保護者や区役所・出張所、市立図書館、公民館、区スポーツセンター等に配布した。
- 3 各学校は、事務局において整備した学校のホームページの作成・更新が容易なシステムを活用し、学校の概要や学校経営計画等について掲載するとともに、「学校だより」や「学年だより」等を作成し、行事予定等、児童生徒及び保護者に周知が必要な情報を掲載し、配布した。

第2 平成24年度における管理・執行状況

- 1 教育委員会のホームページでは、「園児・児童・生徒数」（学校基本調査集計データ）や「教育委員会議」の日程のお知らせ及び会議録、「教職員採用試験」の日程や志願者状況等、本市教育に関する調査結果、取組、募集等の情報を掲載した。
- 2 広報紙「教育ひろしま」については、次のとおり、各号を作成して保護者等に配布するとともに、見直しを行った。
 - (1) 6月号では平和教育関連イベント（ピースサミット等）を、11月号では市立高校の紹介を、2月号では新年度を迎えるに当たり周知が必要な情報（就学援助等）を中心に紙面を作成した。また、不登校やいじめ等の相談先については毎号掲載した。
 - (2) 発行部数は各94,000部とし、市立幼稚園、小・中・高等学校、特別支援学校の保護者や区役所・出張所、市立図書館、公民館、区スポーツセンター等へ配布した。
 - (3) 「事務・事業の見直し」を行い、平成24年度をもって、発行回数や紙面が限られる広報紙「教育ひろしま」を廃止し、今後は、教育委員会のホームページをより活用することとした。
- 3 各学校においては、それぞれの学校でホームページの更新を行うとともに、「学校だより」や「学年だより」等を作成して配布した。

第3 管理・執行状況に関する評価及び課題

教育委員会のホームページについては、ジャンルの整理ができておらず、コンテンツによっては、掲載箇所が閲覧者にとって分かりづらい状態となっている。

第4 課題への対応

教育委員会のホームページのジャンル及びコンテンツ掲載箇所を見直し、より分かりやすいホームページとする。

(参考) 1 教育委員会の活動状況

(1) 教育委員会議の開催状況

広島市教育委員会における会議（教育委員会議）は、毎月1回の定例会のほか、必要がある場合には臨時会を開催し、教育委員会の決裁を要する案件（議案）について審議を行うとともに、重要事項について事務局から報告等を受けている。

平成24年度の教育委員会議の開催状況は、次のとおりである。

回	開催日	出席委員数	傍聴者数	議 題
1	平成24年 4月18日	人 6	人 3	1 平成23年度専門家評価の実施について（報告） 2 平和教育プログラム（試案）について（報告） 3 広島商業高等学校の学科（情報ビジネス科、情報システム科）の廃止について（報告） 4 広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部改正について（議案第14号） 5 広島市立高等学校の通学区域に関する規則等の一部改正について（議案第15号）
2	5月17日	6	2	1 平成24年度広島市立学校教職員の人事異動の概要について（報告） 2 広島市立高等学校定時制の学科改編について（報告） 3 平成24年度広島市立広島特別支援学校高等部の入学者状況について（報告） 4 広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について（議案第16号） 5 教職員の人事について（報告）
3	6月13日	5	1	1 広島市立学校児童生徒数等（平成24年5月1日）について（報告） 2 平成24年度専門家評価（専門家による第三者評価）の実施について（報告） 3 平成24年度広島市立高等学校及び安佐北中学校の入学者状況について（報告） 4 市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について (1) 広島市立学校条例の一部改正議案に対する意見の申出（代決報告第6号） (2) 広島市公民館条例の一部改正議案に対する意見の申出（代決報告第7号） 5 平成25年度広島市立高等学校等入学者選抜の基本方針について（議案第17号） 6 平成25年度広島特別支援学校高等部入学者選考の基本方針について（議案第18号）

回	開催日	出席委員数	傍聴者数	議 題
				7 広島商業高等学校情報ビジネス科・情報システム科の廃止に伴う広島市立高等学校学則の一部改正について（議案第 19 号）
4	7 月 19 日	5	1	1 平成 23 年度における不登校・いじめ・暴力行為の状況（速報値）について（報告） 2 広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部改正について（議案第 20 号） 3 広島市立高等学校学則の一部改正について（議案第 21 号） 4 広島市立特別支援学校学則の一部改正について（議案第 22 号） 5 広島市就学指導委員会委員の委嘱及び任命について（議案第 23 号）
5	8 月 27 日	5	7	1 安佐南区の中学校で発生した傷害事件について（報告） 2 広島市教育委員会公印規則の一部改正について（代決報告第 8 号） 3 広島市教職員住宅貸与規則の廃止について（議案第 24 号） 4 平成 25 年度広島市立高等学校の入学定員について（報告） 5 教職員の人事について（代決報告第 9 号） 6 公の施設（広島市公民館）の指定管理者の指定議案に対する意見の申出について（代決報告第 10 号） 7 平成 25 年度使用広島市立高等学校用教科用図書の採択について（議案第 25 号） 8 平成 25 年度使用広島市立広島特別支援学校及び広島市立小・中学校用（特別支援学級）教科用図書の採択について（議案第 26 号） 9 平成 24 年度広島市教育委員会事務点検・評価報告書について（議案第 27 号）
6	9 月 25 日	6	6	1 市立中学校長の道路交通法違反による逮捕について（報告） 2 平成 24 年度「基礎・基本」定着状況調査の結果について（報告） 3 広島市スポーツ推進審議会委員の任命案に対する意見について（議案第 28 号） 4 広島市公民館運営審議会委員の任命及び委嘱について（議案第 29 号）

回	開催日	出席委員数	傍聴者数	議 題
				5 広島市立図書館協議会委員の任命及び委嘱について (議案第 30 号) 6 教職員の人事について (議案第 31 号)
7	10 月 4 日	6	0	1 委員長選挙について (その他) 2 委員長職務代行者の指定について (その他)
8	10 月 26 日	6	3	1 平成 25 年度広島市立幼稚園の募集定員について (報告) 2 広島市スポーツ推進審議会委員の任命案に対する意見の申出について (代決報告第 11 号) 3 平成 25 年度広島市立学校教職員人事異動方針について (議案第 32 号) 4 教職員の人事について (代決報告第 12 号) 5 教職員の人事について (議案第 33 号)
9	11 月 27 日	6	2	1 事務・事業の見直し検討状況について (報告) 2 平成 24 年 11 月の「子ども学校安全の日」について (報告) 3 沼田高等学校「寮」建設に係る基本構想について (報告)
10	12 月 26 日	6	3	1 平成 25 年広島市成人祭の開催について (報告) 2 平成 24 年度「えべっさん」における暴走族対策実施結果について (報告) 3 広島市立上温品幼稚園外 4 園の廃止について (議案第 34 号) 4 異議申立てについて (代決報告第 13 号・第 14 号) 5 広島市社会教育委員の委嘱について (議案第 35 号)
11	平成 25 年 1 月 17 日	5	6	1 平成 25 年広島市成人祭の開催結果について (報告) 2 広島市立広島中等教育学校 (仮称) の設置について (議案第 1 号) 3 異議申立てについて (代決報告第 1 号) 4 教職員の人事について (議案第 2 号)
12	2 月 6 日	5	3	1 通学路の安全対策について (報告) 2 市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について (1) 平成 24 年度 2 月補正予算議案に対する意見の申出について (代決報告第 2 号) (2) 平成 25 年度当初予算議案に対する意見の申出について (代決報告第 3 号) (3) 広島市報酬並びに費用弁償条例の一部改正議案に対する意見の申出について (代決報告第 4 号)

回	開催日	出席委員数	傍聴者数	議 題
				(4) 広島市附属機関設置条例の一部改正議案に対する意見の申出について（代決報告第 5 号） (5) 広島市立学校条例の一部改正議案に対する意見の申出について（代決報告第 6 号） 3 異議申立て及び審査請求について（代決報告第 7 号・第 8 号、議案第 3 号・第 4 号） 4 教職員の人事について（議案第 5 号）
13	3 月 7 日	5	3	1 広島市児童館条例の改正について（報告） 2 平成 24 年度「広島市児童生徒の体力・運動能力調査」結果について（報告） 3 広島市の教科用図書採択地区の変更に関する要望について（代決報告第 9 号） 4 異議申立てについて（代決報告第 10 号・第 11 号） 5 教職員の人事について（議案第 6 号）
14	3 月 26 日	6	4	1 平和教育プログラムについて（報告） 2 広島市教育委員会規則の制定等について (1) 広島市教育委員会指定管理者指定審議会規則の制定について（議案第 7 号） (2) 指導が不適切である教諭等の認定の手續、指導改善研修の実施等に関する規則の一部改正について（議案第 8 号） (3) 広島市教育委員会教科書選定委員会規則の全部改正について（議案第 9 号） (4) 広島市就学指導委員会規則の廃止について（議案第 10 号） (5) 広島市教育委員会事務決裁規則の一部改正について（議案第 11 号） (6) 広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について（議案第 12 号） (7) 広島市教育委員会職員安全衛生管理規則の一部改正について（議案第 13 号） 3 教育長の任命について（その他） 4 教職員の人事について（代決報告第 12 号、議案第 14 号～第 17 号） 5 事務局職員の人事について（議案第 18 号） 6 異議申立てについて（議案第 19 号・第 20 号）
開催回数 14 回		計（延） 78 人	計（延） 44 人	議案：42 件、代決報告：21 件、報告：26 件、その他：3 件 議題件数 合計 92 件

（注）「代決報告」…… 緊急やむを得ないものとして教育長が行った代決案件についての報告

(2) その他の主な活動

ア 各種会議への出席等

教育委員は、教育委員会会議に出席するほか、適宜、各種会議へ出席するとともに学校訪問等を行った。その主なものは、次のとおりである。

時 期	区 分	概 要
平成 24 年 4 月	入学式への出席	幼稚園 1 園、小学校 1 校、中学校 2 校、高等学校 1 校、特別支援学校 1 校の入学式に出席した。(延べ 5 名)
6 月	第 1 回指定都市教育委員・教育長協議会への出席	全国の政令指定都市の教育委員、教育長等による第 1 回会議（岡山市で開催）に委員長・教育長が出席し、教育行政における課題等について意見交換を行った。(2 名)
7 月	市長と教育委員の意見交換	市長との意見交換を行った。(6 名)
	学校訪問	井口明神小学校を視察し、学校長等との意見交換を行った。(3 名)
	広島県女性教育委員グループ第 1 回研修会に参加	広島県内の女性教育委員による研修会に参加し、情報交換を行った。(1 名)
	県・市教育長会議	県市の委員長・委員長職務代行者及び教育長が出席し、意見交換を行った。(3 名)
	市議会文教委員会初会合への出席	市議会文教委員会初会合に出席した。(4 名)
	校長との意見交換	校長との意見交換を行った。(5 名)
8 月	学校訪問	広島特別支援学校を視察し、学校長等との意見交換を行った。(3 名)
9 月	市長と教育委員の意見交換	市長との意見交換を行った。(6 名)
	移転開校式への出席	広島特別支援学校の移転開校式に出席した。(5 名)
10 月	広島県女性教育委員グループ第 2 回研修会に参加	広島県内の女性教育委員による研修会に参加し、情報交換を行った。(1 名)
11 月	都道府県・指定都市新任教育委員研究協議会	全国の都道府県・指定都市教育委員会の新任の教育委員が参加する研究協議会に委員長が参加し、意見交換を行った。(1 名)
	県市町教育委員会教育委員研修会	県内の教育委員が参加する研修会に参加し、意見交換を行った。(1 名)
平成 25 年 1 月	広島市成人祭	成人祭に出席した。(4 名)
	第 2 回指定都市教育委員・教育長協議会	全国の政令指定都市の教育委員、教育長等による第 2 回会議（東京都で開催）に委員長・教育長が出席し、教育行政における課題等

	議会への出席	について意見交換を行った。(2名)
	学校訪問	千田小学校(児童館)及び宇品小学校(児童館)を視察し、学校長等との意見交換を行った。(6名)
2月	学校訪問	安佐北中・高等学校を視察し、学校長等との意見交換を行った。(4名)
	県知事・市長と県市教育委員との合同懇談会	県知事・市長、県教育委員との意見交換を行った。(6名)
	広島県女性教育委員グループ第3回研修会に参加	広島県内の女性教育委員による研修会に参加し、意見交換を行った。(3名)
3月	学校訪問	竹屋小学校及び南観音小学校を視察し、学校長等との意見交換を行った。(3名) ※広島県教育委員とともに
	卒業式への出席	小学校6校、中学校6校、高校学校3校及び特別支援学校1校の卒業式に出席した。(延べ16名)
	閉園式・卒園式への出席	幼稚園6園の閉園式・卒園式に出席した。(延べ6名)

イ 教育委員相互の意見交換

教育委員は、会議に出席するほか、適宜、教育行政上の課題等について事務局から情報提供を受け、教育委員相互の意見交換を行っている。

平成24年度に行った主なものは、次のとおりである。

- ・平成24年度教育委員会事務・点検評価報告書について
- ・平成24年度ゆかたできんさい祭における暴走族等の状況について
- ・青少年交流事業について
- ・平和教育プログラムについて
- ・中等教育学校の設置について
- ・平成24年度全国学力・学習状況調査の結果について
- ・通学路における緊急合同点検の実施について
- ・学校給食モニタリング事業について
- ・いじめに関する総合対策について
- ・審議会に係る条例化について
- ・教科書採択について
- ・平成25年度教育委員会組織改正について
- ・学校給食における食物アレルギーの現状と対応状況について
- ・学校給食における食器等の変更について

登録番号	広X1-2013-379
名 称	広島市教育委員会事務点検・評価報告書
主管課 所在地	広島市教育委員会事務局総務課 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号 (〒730-8586) TEL：504-2463
発行年月	平成25年9月

